

第七十一回国会
衆議院

大蔵委員会議録第十九号

昭和四十八年三月二十九日(木曜日)

午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君

理事 松本 十郎君

理事 森 美秀君

理事 武藤 山治君

理事 愛野 興一郎君

理事 越智 通雄君

理事 金子 一平君

理事 栗原 祐幸君

理事 三枝 三郎君

理事 中川 一郎君

理事 萩原 幸雄君

理事 村岡 兼造君

理事 高沢 寅男君

理事 堀 昌雄君

理事 増本 一彦君

理事 竹本 孫一君

理事 出府政府委員

環境庁企画調整局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主税局長

国税庁次長

委員外の出席者

国税庁直税部長

建設省住宅局住宅計画課長

大蔵委員会調査室長

末松 経正君

京須 実君

吉田富士雄君

山本 幸雄君

大倉 眞隆君

高木 文雄君

江口 健司君

山田 政弘君

伏木 和雄君

田中 昭二君

委員の異動
三月二十九日

辞任

地崎宇三郎君

山田 耻目君

伏木 和雄君

同日

辞任

愛野興一郎君

山本 政弘君

田中 昭二君

補欠選任

地崎宇三郎君

山田 耻目君

伏木 和雄君

田中 昭二君

同日

辞任

愛野興一郎君

山本 政弘君

田中 昭二君

補欠選任

地崎宇三郎君

山田 耻目君

伏木 和雄君

田中 昭二君

同日

辞任

愛野興一郎君

山本 政弘君

田中 昭二君

補欠選任

地崎宇三郎君

山田 耻目君

伏木 和雄君

田中 昭二君

同日

辞任

愛野興一郎君

山本 政弘君

田中 昭二君

本日

の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

提出第四二号)

がござい

ますが、

手当と名

のつくも

ので非課

税にな

っている

ものはこ

れ一つだ

けである

と思いま

す。

○塚田委員

宿日直手

当はどう

ですか。

○高木(文)

政府委員

宿日直手

当は課税

でござい

ます。

○塚田委員

六百二十

円まで一

回に限り

免税措置

をとって

おりますね。

○高木(文)

政府委員

現在国税

庁の通達

で、長い

歴史がござ

います。六

百二十円

まで非課

税という規

定は、通達

上執行の

問題とし

て処理を

いたし

ております。

○塚田委員

通達ある

いは制度

として、

通勤手

当は一定

限度まで、

それから

宿日直に

ついては

六百二

十円、一

回、これ

を免税に

してある

趣旨はど

ういう趣

旨ですか。

○高木(文)

政府委員

原則とし

て手当は

すべて、

手当の名

目をとり

ましては

も課税を

するという

たてま

えになっ

てござい

ます。通

勤手当に

つきまし

ては、手

当と申し

まして、

それをも

つて通勤

費に充

てる実費

支弁の性

格が非常

に強いわ

けでござ

います。

それから、

宿日直等

につきま

しては、

これはい

ま宿日直

手当とい

う名前を

使っており

ますが、

以前は国

の給与の

上では夜

食料とい

うような

ことばを

使ってお

った時代

がござい

まして、

一種の、

宿日直に

伴う労働

の対価と

いうより

は、宿日

直に伴う

負担等の

負担を頭

に置いて、

非常に経

費性が強

いという

ことで、

従来から

非課税扱

いをする

取り扱い

になって

おります。

○塚田委員

そこで、

大体給与

と名のつ

くもので

免税して

おる趣旨

は、実費

弁償的な

考えある

いはまた

経費性が

強い。最近、

所得税に

つきまし

ては、サ

ラリーマン

の経費を

認めて申

告を受け

付け

るべきだ、

こういう

考え方が

大きく出

ておるの

ですが、

この通勤

手当ある

いは宿日

直手当に

ついては、

経費性の

強いもの

については

免税ある

いは控

除をする、

こういう

思想がも

うすで

に税体系

の中であ

らわれて

きておる

と思うの

です。

そこで、

具体的に

この考え

方をこれ

から他の

面に及ぼ

すという

ことにつ

いての考

え方を聞

きたいの

ですが、

まず通勤

手当、こ

れはいま

答弁のと

おり一定

限度とな

っております。

おそらく

通勤距離

によるも

のだと思

います。

あるいは

また自動

車、マイ

カー利用

者につい

て、十キ

ロを中心

として十

キロ未満

あるいは

十キロ以

上という

ことにな

っておる

と思うの

くかという問題があると存じます。ただ、一般的に、現在の人事院勧告の場合の基準は、民間における給与の実態というのが非常に重要な尺度となっておるわけでありまして、いまから十年近く前に通勤手当制度が創設されるに至りました際にも、民間企業における給与の体系として通勤手当が一般化したということを一つの目安として創設され、その後の金額基準等もやはりそういうものを目安としてきめられておるようについていたしております。

税の問題といましては、もっぱら現在のところでは一つの目安として今度は人事院がきめました通勤手当の額を基準にして、公務員に限らず民間の場合にも、逆に人事院の基準をベースにして非課税にしますということにしておるわけでございます。

そこで、通勤手当の非課税限度をこえた通勤費はどういうことになるかといえ、それは確かに経費でございます。経費でございますが、その経費をどう見るかということについては、まさにそのためにこそ給与所得控除制度があるわけでございまして、通勤手当非課税は給与所得控除制度とは別に置いておりますが、超過額については給与所得控除制度によって見られておるという考え方でございまして。

そこで、ただいま御指摘の自動車の問題等につきましては、これはどうするか問題があるところでございますが、いまの段階では、もっぱら人事院がいろいろかなり詳細に民間の給与実態を調べておるわけでありまして、その給与実態を調べたことに基づく人事院勧告、それに基づく現行公務員に対する通勤手当制度というものをいながら漸次改善をしていくべきものではないかというように判断をいたします。

○塚田委員 これから人事院のほうでもいろいろ検討されるだろうと思いますが、税という考えからいえば、いま言ったとおり、通勤手当というのは労働の場合に行き必要やむを得ざる経費だという観点と、それから実態としてはだんだん職場

から居住地が離れていく、特に、これは重役とかそういうあれじゃなくて、一般の零細なサラリーマンはどうしても離れざるを得ない、こういう事態になってきていると思うので、きのうからいろいろ議論のありましたサラリーマン減税という問題ともからんで大幅にやるのですから、まずこの辺は絶対に理論的な構成からいっても免税を全面的にやるという体制を理論的にはとるべきではないか、こう考えるのですが、ひとつ御見解を承りたいと思います。

○高木(文)政府委員 第一原則としては、サラリーマンの経費は給与所得控除によって概算的に控除されておるという考え方でございまして。にもかかわりませず、通勤手当について非課税制度がございまして、いま御指摘のように、地域によりまして通勤費が非常にかかるという場合があります。そこで、地域その他個別事情に関係なく定まつております給与所得控除とは別に、通勤手当を非課税とする制度が持ち込まれてきたわけでござい

ます。そこで、いまの自動車で通われるという場合は、これは非常に個別的事情が強いわけでございますが、そういうものについてどのようにして基準を設けて、それを給与所得控除外であるところの通勤手当非課税制度の中へ持ち込んでいくかというところが一つ研究を要するわけでございまして、手当制度と違ひまして税のほうは、国家公務員、地方公務員等に限らず、一般の民間の方にも一様に適用になるわけでございまして、いまの自動車利用の場合にどのような基準を設けたらいいかということについては、技術的に非常にむずかしい問題があります。

そこで、いまのところでは、その基準は一応公務員の給与制度に乗っかっておる、その公務員給与は人事院の調査に乗っかっておる、こういう形できておるわけでありまして、御趣旨としてはわかりませんが、具体的にそれをどういう基準でどうやるべきかということの関連においては、やはりいまやっておりますような、人事院勧

告に基づく固ないし地方公共団体職員の手当制度とバランスさせていくというのが、一番便宜な方法ではないかというふうに思います。

○塚田委員 御趣旨としてはわかるということ、税の理論の一貫性からいって、しかも現状に即して考えるという場合には、いまの制度をもう一ぺん洗い直して、通勤手当全体としてどう考えたいかというふうにしてもらいたい、そういう検討の用意があると受け取っていいですか。

○高木(文)政府委員 ただいまの自動車の問題に限りませず、通勤手当について六千円まで非課税というようにしてございまして、それをこえる部分は給与所得控除のほうで見られておるんだという前提のもとに、実額非課税制度は、いま採用してないわけでございます。

そこで、通勤費について実額非課税制度を採用すべきかどうかということは、過去において検討いたしましたことがございまして、実は、通勤費が非常にかかります場合には今度は住居費のほうに安くなるというように、ある程度の相関関係がございまして、したがって、家賃手当と申しまして、制度としての家賃手当問題というのが一方においてございまして、税の上でも、今度は家賃控除問題というのがしばしば議論されておるところでございます。そこで、その公平論を議論いたしました結果、いまのところでは、ある程度の額で切つて、そこまでのところを非課税にするということをやっておるわけでありまして、その非課税限度額をいまの通勤手当の額と合わせているといううかっことになっておるわけでございまして。

そこで、本来論として、通勤費をどう見るべきかということ、実額について全部非課税にすべきかどうかという問題になりますと、他のかかり増し経費、住居費のかかり増し経費との関連がございまして、いずれが公平なりやということとはなかなかむずかしい問題があるわけでございまして、住宅事情がいろいろむずかしいことになってきており、通勤距離が延びてきている、また通勤費も上がってくるという問題がございまして、今

後ともその移動状況の変化に即して研究をしていかなければなりません、現行の仕組み、つまり実額控除ではなくて一定額控除までにしていただくという考え方は、私どもとしては今後ともそれはずわにはなかなかまいらぬのではないかと、それをはずすと他いろいろ、一例をあげました住宅控除制度の御意見等との関連もありまして、なかなか複雑な問題を巻き起こしてくるのではないかと、いふふうに思っております。

○塚田委員 その複雑な事情が巻き起こってくるのじゃないかという局長の考えですが、私ども、こういう考えをいわれる寒冷地手当という分野にやはり適用させていくべきではないかという考え方を持っております。なぜならば、通勤手当については、いま局長の言うとおりの実費弁償あるいはまた経費性が特に強いという点で、一定の限度はありますけれども非課税にされておると思うのですが、さて、いま支給されておる寒冷地手当の成り立ちというか、そもそものできた趣旨というのは、これは古く昭和二十一年、終戦直後からきておるのですが、当時の、特に石炭事情等を考へて、現物支給的な考えのもとに石炭手当というものが創設され、その後幾度かの改正を経て現在の寒冷地手当という形になったわけですね。それで私は、先ほど局長の言った経費性が強いということからいえば、寒冷地手当はその最たるものだ、こう思うのです。そういう面では、寒冷地手当は非課税措置をとるべき最も典型的な手当ではないか、こう考えておるのですが、局長のひつつ御答弁を願いたい。

(木村(武千代)委員長代理退席、大村委員長代理着席)

○高木(文)政府委員 寒冷地手当の問題と先ほどの通勤手当の問題は、私どもの理解するところではだいたい性格が違つておると思っております。そもそも給与のあり方をどうするかという問題が基本的にあるわけでございます。現在のところでは、国家公務員の場合には、給与は等級号俸等によって一律にきまっております。そこで、それに伴う

ところの、若干の差をつける一つの手法として手当制度があるわけでございまして、寒冷地に居住する方は生計費がよけいにかかるということが起るであろう、いままさに御指摘のように、石炭手当等からだんだん起つてきた問題でございす。そこで、そういう手当制度ができておるわけでございます。

この寒冷地手当制度は、給与の体系としては、一般的に何級地、何級地というようなことで基準を設けながら、寒冷地においては若干の給与の割り増しをするということになっておるわけでございす。さてそれでは、寒冷地における生計費が全体として現在のところそれ以外の地域における生計費よりも高いかどうかということになってまいりますと、いろいろ問題がございまして、しばしばいろいろな御議論がございまして、

ほうは都会のほうで、生鮮食料品等が農村地域よりは非常に高い等の関係もございまして、生計費全体で見ますと、私も承知しております限りでは、必ずしも寒冷地は生計費が高いという関係になっていないように、そういう断定ができませんように理解をいたしております。

そこで、給与体系上のもろもろの手当制度というものは、本来給与体系自体の問題として考えらるべき問題であつて、それによって給与に地域別あるいは職能別その他いろいろな差を設けることは適当であるとしても、どのような名目をもって支払われるものであつても、それは給与の収入金額として考えるべきものである、その名前をどうつけたか、どういう性質に着目したかという点によつて、税の上で差別をするのは不適当であるというふうに判断をいたしております。

先ほど引例をされました通勤手当の問題について、その点若干扱いを異にしておるのはなぜかというところにならうかと思ひますが、その点は通勤手当と申しましたが、名前は通勤手当ということになっておりますが、通勤手当とはいはいますもの、これは現在の制度では実額をこえることはあり得ないという前提に立っております。そこが違

う点でありまして、通勤手当が非課税扱い、しかも一応限度を置きながら非課税扱いになっておるということから、直ちに他のものもろもろの諸手当、手当は各種各様のものがございす。公務員については、法律で定めておりますから限度がございすけれども、民間には名前も各種各様の手当がございす。それを一々個別に判断をして、これは課税だ非課税だと言ふのは不適当であつて、手当という名前を冠したものであつても給与の収入金額として見るべきであるというふうに私もとしましては考えております。

○塚田委員 通勤手当の場合は実額支給で、それをこえることはあり得ないんだ。ところが石炭手当、いま寒冷地手当ですけれども、これは、現在でも実は計算基礎からいって全く実額支給なんです。これを最も典型的にあらわしておるのは、現在石炭をみなたかというところ、大部分灯油にかわつてきていると思うのです。そういう情勢を見ながら、最近の寒冷地手当は石炭と灯油を分けて、しかも実額計算で算出されておる。そういう実額計算をしておるのはおそろしく国家公務員の給与の中でこれだけだと思ふのです。端的に申しま

す、今度の勧告では石炭は三・八トン程度のあれだと思ひます。今度は灯油と石炭を六五と三五に分けておると思うのです。きょうは人事院も来ているとわかるのですが、六五と三五の割合に分けておる。あくまでも実額計算というのを基礎にしながら何万何千何百何十何円というこまかいところまできまつてくるわけですか。そういう面からいふと、この給与というのは実額支給的な色彩の強い給与だ。先ほど通勤手当の問題がありましたが、私はそれに次ぐ実額支給的な色彩の強いものだ、こう思うのですが、どうでしょう。

○高木(文)政府委員 通勤手当の制度ができました、それを課税にするか非課税にするかというときにも、その点は非常に議論があつた点でございす。通勤手当を非課税にするのであれば、場合によつては他の手当についても非課税にするという

ことをすべきではないかということで、ずいぶん議論がありました。その段階において、御指摘のように寒冷地手当の経費性ということが問題になつたわけでございす。通勤手当の場合は全く実額支給の精神であるということがございす。寒冷地手当のほうは、一応計算の基礎はそういうことになっておると思ひますけれども、寒冷地手当を受けられなくても、その家族が、手当のほうは一人一人に手当が給せられるわけですが、生活のほうはむしろ何人かが寄つて生活をしていくという関係になります。そこで、寒冷地手当相当額だけ燃料費として使われているかどうかというところは、平均的には大体それでいいのでございす。ましようけれども、個別的には寒冷地手当即暖房費に当たつておるといふことはいえないわけでございます。そこでやはり通勤手当のように、その通勤手当をもらつたその人の定期券なり何なりの通勤料にびたつと当てはまつてくるというものと、一応なるほど経費を算定の基礎にして給与額をきめておるけれども必ずしもそれは直に結びついていないものとは差があるというところで、逆にいえば、寒冷地手当について非課税制度がないからといって通勤手当も非課税にしないというの

はどうもなじみにくいということ、通勤手当についてその当時から踏み切りをしたという経緯があるわけでございます。

もの見ようによつては、通勤手当と寒冷地手当は非常に似ておるのではないかと御見解も、確かに私も勉強いたした段階においてそういう感じを持ったこともないわけではないのであります。そうなりますと一体どこまでどういうふうな線を引くのかというあたりに無限に問題が広がつてまいります。そこで個別対応性といひますか、実額対応性といひますか、それを一つの目安として、通勤手当については一定限度を置きながら非課税とするし、寒冷地手当のほうは一般給与として扱うということ現在やつておるわけでございます。

○塚田委員 私はいまの局長の考え方は非常に

かしいと思うのですよ。どうしてサラリーマン給与についてその厳格に考えるのか。たとえば私もいま審議しておる特別措置には問題がたふさんあります。これこれについて特別措置を考へる、たとえば公害の施設について特別な減価償却を考へる、そうは言つておるものの、企業といふのは一体だから、結局全体的に経費の削減になつていく、費用の削減になつていく、こういうことで、ここからこゝまでは公害であつて、ここからこゝまでは合理化であつて、ここからこゝまではと

うことで捕捉しておるかということなんですよ。サラリーマンの給与についてだけは、通勤手当はその人個人にやるから、これははつきり通勤に使つた、燃料加給あるいは寒冷地手当についてはどうもポケットに入れているらしい、あるいはビフテキに変わつていくらしいといううなしかたで追及していくというやり方は片手落ちじゃないかと思うのです。私は、大なり小なり局長の指摘したようなところがあつても、これは特に経費性が強いんだというところから踏み切つていい問題だと思ふので、その点はひとつ考え直してもらわなければ困ると思ふのですけれども、どうでしょう。

○高木(文)政府委員 寒冷地手当の支給されている地域において、サラリーマンだけのことをおっしゃいますけれども、サラリーマン以外にも事業所得者もありいろいろな所得者があるわけでございす。その場合に通勤手当というものは、要するに給与所得者の給与収入の一形態ということになつておるわけでございす。今度はその経費性といふことが問題になるということになりますと、その経費性といふ問題については、給与については一々特別措置法ができないということ、給与所得控除でもつて処理されておる。給与所得控除の額が適当であるかどうかという御議論はいろいろあるかと思ひますが、とにかく制度的には給与所得控除という制度で給与所得者については見ておる。片方は、事業所得については必要経費で処理しておる。こういう関係になつておる

わけてございますから、そこから考えてみますと、通勤手当と手当という名前はついておりますが、これは通勤費実費支弁でございます。通勤費実費支弁の性格を持つ通勤手当の問題と、一応の基準はありますけれども金額で支給されているものとの間に一つの線を引くということぐらいが公平論——別に減税についてけちな考え方を持つということではなくて、サラリーマン相互間の公平論の問題と、サラリーマンとその他の所得者との公平論の問題からいって、どこかに線を引かなければならない。その線の引き方として実額対応の性格の強いものと強くないものと分けておろすということでございます。

○塚田委員　通勤手当と寒冷地手当とごっちゃになつてきていますが、いまの局長の議論を進めれば、大体通勤手当に一定限をつけることがおかしいのです。遠いところから通っている者については、それなりの実費を同じように処遇してやる、非課税にしてやる、これがたてまえじゃないかと、思うのですけれども、片方に制限をつけて、しかも実費だ実費だと言うのはおかしいじゃないですか。

○高木(文)政府委員 それは現在都市が過密になつておりますので、非常に遠くから通わなければならぬという実態があることは事実でございます。どの程度にそれをカバーすべきかということとは、通勤手当の額の決定の問題としてどの程度の距離からの通勤をベースとして通勤手当をきめるべきかということが判断をされておるわけでございまして、その基準とはまた別の基準で、現在の通勤手当算定の基礎になっているベースの算定とは別の基準で税の何か特殊な基準をつくらうということになりますと、税のほうはそれだけ無制限にすることになりますと、非常に極端な例でございしますけれども、かなり遠いところから通ひになれる。まあ一番極端な場合は、新幹線でお通ひになるという方も現実には民間企業の方であつたわけでありまして、そういう方が、そまも実費だからといって引くかということにな

と、それはまた問題があるということ、やはり通動手当について経費性を認めるとはいふものの、限度を置きませんと、どこからでも通えば全部それを認めるのかという問題が出ますし、それから次に限度を置くこととなりますと、その限度を人事院の通動手当の基準とまた違う基準を置くかということになりますと、なかなかめんどろな問題が出ますので、現在は一応人事院の通動手当の基準に合わせてある、こういふうにしておるわけでございます。

それが確かにいろいろ問題があるところでありまして、いろいろ御議論があることはわかりますし、私どももこの制度が創設されました当時、非常にその点は議論があったところでございまして、いまの現行制度だけが唯一無二のものだとは思っておりませんけれども、それでは他にもっといい制度をつくり得るかということになると、非常にむずかしいと考えております。

○塚田委員　ひとつそれは十分検討してください。

では、次に移りたいと思います。

従来ありました住宅貯蓄控除制度なんですけれども、二万、これは今度三万になりましたですね。これは積算基礎はありますか。――ない。

建設省、来ておりますか。――建設省は大体どの種住宅については基準としておそらく坪何万とかなんかというような計算があると思うのですか、どうですか。

○京須説明員　大ざっぱに申しますと、木造でど

ざいますと坪十五万、それから耐火でございますと二十万といったような数字は一応ございます。

○塚田委員 それは木造の場合は付帯工事から何から全部入れて、つまり完全な家になったそういう状態で十五万という線ですか。

○京須説明員 付帯工事というのは非常に差がございまして、たとえば間とかへいとか、そういうものは入っておりますんで、住宅だけということとでございます。

○塚田委員 そうすると、逆算していくと、二三

円の当時は十万だったということですね。三万が十五万なんですから。

○高木(文)政府委員　ただいま建設省のほうで御説明いただきましたのは、要するに住宅貯蓄控除制度をつくる前提として、およそ家が建つのはどのくらいの基準の家、非常に建築単価の高い家もございましょういろいろございます。また全国で地域によって違いますので、平均的なものをどう見るかというところの基準として、いまお示しのような金額を住宅貯蓄控除制度がつくられたた時に頭に置いたということでございますが、さうしてそれではその建築単価と現在の税額控除限度額の二万円において直接のつながりがあるかどうか、勤労者財産形成貯蓄の場合についてだけ奨励の趣旨で、今度の改正案で五割増しにして三万円ということにしておりますが、その二万円なり三万円なりという額と建築単価との間において何らかの関連があるかという点、それは目安としていろいろ計算したことはございますが、直に建築単価と税額控除額とは関係があるということにはなっていないわけでございます。

が二万円になりますから、二万円税額控除をするということは、所得控除で最低税率の人について計算してみると、二十万円の所得控除をしたのに対応してくるわけでございます。

二十万円の所得控除の持つ意味というのは、現在、昭和四十七年度において見ますと、基礎控除が二十万円である、配偶者控除が二十万円であるということを考えていきますというと、税額控除の制度を置きます場合に、その所得控除を置き直して基礎控除や配偶者控除と比べてまた著しく高い恩典措置というものもいかなものかというようなことが一つの目安になりまして、そのあたりの判断から二万円という額がきまってきたという事ではないだろうかというふうに思っております。

将来の問題としては、このいまの住宅貯蓄控除制度についてはいろいろな足りない点がある。またいまわが国ではフローの時代からストックの時代に入っており、特に住宅問題が大問題でございまして、いろいろな検討する価値はあらうかと思ひますが、いまの二万円の根拠いかにということになります。どつちかといひますと建築単価とか建築所要資金とかそういうこともないわけではございませんが、それだけでなくて、現在の所得税の構造との関係からもそういう額が算定されてきたということでございます。

○塚田委員 私は、この住宅貯蓄控除というのは、非常にいい制度だと思ふのです。これからは、それはどんな広めていかなければならぬ、金額の上においても。それからこの控除制度を利用する面においても、せつかくできたけれどもなかなか利用できないということではいけないので、広めていかなければならぬと思います。ところがこの、大事な目玉商品をさて活用しようという場合に、これはたいへんな資格条件がついておるわけです。私の数えただけでも十一あります。これは時間もございせんからいま一々それはあげません。せつかくやりたいと思つてもやれない。私のところには具体的に住民から手紙も来ているわけ

です。

まず一番問題になるのは、この制度は一万円から出発したわけだ。端的に言いますと、一万円ならと言った人もあると思うのです。なぜならば、これは凍結しなければならぬのですよ、指定されたものに凍結しておかなければならぬ。つまり債権を凍結しておく、使えない。ところがやはり家庭に不時の何かがあったという場合にはやはりそれを利用したいというのがサラリーマンの悲しい願いだと思ふのです。だから、一万円ならやめようということではおしおやめた。さて次の年になったら二万円になったり、今度は三万円、それじゃひとつやろうとて申請してもこれはおそいのです。最初からやらなければならぬのです。私はこの趣旨からいって、この制限というのは非常に過酷だと思ふのです。

その点の泣きごとといいますが、訴えが私のところにはひんびんと来るわけです。いまやりたい。これはたまたまいまや去年の分まで控除してくれというのじゃないのですから、たとえば五年の貯蓄をする、二年間はもう残念ながら経過してしまつた、あと三年分についてこの制度を適用してもらいたいといつてもこれはだめなんです。この点は私は非常に不合理だと思ふのです。つまり税制のほうでどんどん変化していく、いわば受け取るほうにしてみれば事情の変化ですよ。これに対応する機動性がないのが、これが一つの大きな欠陥だと思ふので、この点について改める用意があるかどうか。

○高木(文)政府委員 御指摘のように、現行住宅貯蓄控除制度についてはたくさん条件がございます。なぜこのようにごたごた条件がついてござるを得なかつたかという事情を申し上げます、これは貯蓄に目的があるのではなくて家を建てていただくということに目的がある。貯蓄という段階と家を建てるといふ段階の時間的な経過があるものですから、そこで何らかの方法で家が建つということを担保して、それで税法上特例的に税額控除をいたします、こういうことになりました。と

ところが現実はどうやってそれを担保するか。貯蓄している段階で税額控除してしまつてあとで建たなかつたらどうするんだという問題があらわれます。そうかといつて、御病人があつたとかなんとかいふときに、あとから取り上げるといふものなかなかむずかしい。そういうことをどうやって具体的に担保するかという問題があらわれます。ために、いろいろな条件が重なつてしまつた。そのことのためにどうもこの制度が、たいへんいい制度だと思ふのでございますが、うまく伸びないという現状でございます。

ただ、今度改正になりましたような形で勤労者財産形成制度と結びつけてこれをいたしますれば、勤労者財産形成制度の場合には従業員の方と雇い主の方が要するに一体となつてこの貯蓄を奨励していくわけでございます。従業員について雇い主のほうである程度管理監督したいなことをやっていたら、この関係にあらいます。従来は銀行との関係では、ふりのお客さんである預金者との関係でございますので、なかなか銀行がふりのお客さんである預金者の将来の行動を管理監督するといふようなことができない環境にありましたためにいろいろな条件がついておる。それがうまくいかない理由であるといふようなことで、今日まで残念ながらあまりうまく動いてこなかつたという経緯がございます。

たいへん長く前置きを申しましたが、趣旨としては、ただいま御質問の御趣旨は全く私も同様と考えております、いろいろな条件はございます。どの条件をどの程度緩和するかということについては問題があらうかと思ひますが、この制度の趣旨に即したものである限りにおいては、御事情があつて多少条件にはずれるものがあるのも、もそう一々問題にしないような扱いに、少しおそろかな扱いにしていくことにしてはどうか。

ただ、条件の中にも、いろいろ基礎的条件はございます。これは頭金に充てるものであるとか、あるいはあくまでも家を建てるものであるとか、またある程度早い時期に家を建てていただきたい

という趣旨であるとか、いろいろそういう趣旨からついている条件もございますが、そういう基本的条件は別にいたしまして、いまのようにちよつと都合によつて途中で休んだという場合にはどうするかについては、何らかの方法において緩和の方向を考えた。これは運用上何かできるのではないかとこのように思つております。

○塚田委員 これは基本的にはやはり四十一條の二第一項六号を削るといふのが一番いいのです。それが一番いいのです、すっきりして。その点まずどうですか。一項六号を削るといふことです。

○高木(文)政府委員 ちよつといふ急な御質問で明快にお答えできませんが、しかしこのところはあくまでもやはりその金で家を建ててくださればせんかという趣旨でございますので、すぐに私どもそういうことを考えていきませんが、これは悪く検討されていく問題もあらいますし、なおよく検討された上で基本的な部分に当たりはしまいか。ただ先ほど御指摘のように、途中で不時の支出があつていふような場合に何らかのうまい処理方法がないかどうか、なお研究をいたします。

○塚田委員 たいへんこまかいになりましたけれども、研究ついでに次のような点も研究してください。これは三年以上積み立てなければならぬのです。二年十一月まではだめなんです。その点もやはり弾力性を持たせる必要があるのじゃないかということ。それから積み立てても、やはり都合のいいときにはたくさん積み立てたい。それから都合の悪いときには積み立ての額を減らすといふような融通性も、これはサラリーマンといふか勤労者に住宅を持たせることがたてまえなんです。それから、法律の趣旨はもし建てない場合にはさかの

はつて控除分を取ることになつてゐるのです。つまり解除条件の色色なんです。あくまでも持つということが前提なんです。それまでの過程についてはある程度手心といふんです。解釈上の融通をきかしていくことがやはり必要だと思

います。それから、これは百二十平米であります。今度の法律改正はどうですか。私のところの苦情には、両親を引き取りたいが、両親を引き取る場合に百二十平米と限られていたのでは、この控除の恩恵を受けることができないのだ。こういった苦情が相当来ているのですけれども、この点について、これはこまかいことですが、ひとつ考えていただきたいと思います。

○高木(文)政府委員 ただいまの第二の面積基準の問題につきましては、これは国の住宅政策としてどう考えるか、どの程度の面積のものに重点を置いて建てるようにしていくかということと関連がありまして、御指摘のように、たとえばお年寄り、御老人を引き取りたいといふような場合のことが考慮されて、ちよつと正確には覚えておりませんが、住宅金融公庫等の融資について若干の配慮を最近するようにしてつたはずではないかと思ひますが、そういうことと関連してこの面積基準についても考慮すべき点があれば考慮したいと思ひますが、この税の住宅貯蓄控除のところだけ切り離してといふのはなかなかむずかしいので、住宅金融公庫なり住宅公園なりいろいろな国の住宅施策がございますので、その住宅施策においてそういう問題をどう取り扱うか。それと同じにしたらいいの、少し甘目にしたらいいの、そこをにらみ合わせながら面積要件についてもう一度見直しといひますが、いまの

はいいないかどうかよく見てみます。○塚田委員 この問題の最後に、いま局長の言われたとおり、これは持ち家促進といひますが、勤労者の財産形成の一部としての持ち家の促進だ。そういう趣旨からいって、実は法律で勤労者住宅協会といふのができてゐるわけです。これは同じような趣旨で勤労者に対する住宅を容易に提供するという業務なんです。この法律では住宅貯蓄契約といふのは限定されておるわけです。たとえばこれは地方住宅供給公社と締結した地方住宅供給公社法云々ときまつてゐるので、この扱いの適

用される範囲というものを広める。そういう意味で日本勤労者住宅協会というのは設立の趣旨からいって当然扱い機関として認めるべきものだと思うのですが、この点を伺いたい。

○高木(文)政府委員 ただいま御指摘のあった協会の性格等について、私まだこの段階では十分認識を持っておりませんので、御注意でございますからその点を研究いたしました上で判断をいたしたいと思ひます。

○塚田委員 次に、今度の特別措置で公害施設についての措置が拡大された、こういうことです。が、一体公害の防止施設、これは最近非常に大きく公害が問題になってきておりますので、当然これはどんどんつけていかなければならないものですが、これを国でたとえば特別償却の形、あるいは準備金制度、あるいは免税、こういう形でほとんど保護をするといひますか国民の税金をさらに向けていく、こういう考え方は一体どこにあるのか、この際、私的のひとつ所信を承りたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 公害の処理につきましては、私どもは第一原則としては原因者負担、いわゆるPPP原則というもので処理するべきものと思っております。したがって、公害に関して税で処理するのは本来適当でないというのが大原則でございます。ただ、最近わが国の公害問題は非常に緊急に問題になったということがあり、世界的にもたいへん事情が悪いということもあり、世界的に、これをどのようにして緊急対策をとるかというのを考える必要があるかと思ひます。その場合に、たとえば補助金で処理をするということになりますと、完全な意味においてPPP原則に反することになります。準備金なり特別償却という制度でありますれば、いわば課税時期の調整と取りくずすということが起こりますし、特別償却であれば後年度の償却がふえるということであり、若千の課税時期の調整と税額控除という

ことになる完全補助金になりますので好ましくないと思ひます。

そこで、非常にものごとが緊急であり、そしてまたその関連企業にとつても臨時、巨額の負担がかかってくる。よつてもつて自分はいまだやりたくない、こんなに負担がかかっている、その負担を時間的に調整をするという趣旨で、準備金なり償却制度をとるといふのは考えられ得ることだと思ひます。しかしこれは現時点で考えられ得ることであつて、なるべくこういうものはある一定時期までにどんどん進められて、早く公害の防止が望ましい基準にまで到達するように、そしてこれらの制度がやめられるようになることが望ましいことだと思ひます。

○塚田委員 いま局長からの答弁の趣旨を、過去のものと比較して、すでにできたものと比較して検討すると、これは昭和四十二年から社会開発促進、あるいはまた機械化、合理化の促進、いろいろな名目を使って、四十四年、四十五年とずっと助成措置をしてきていたわけなんですけれども、いま局長はほんとうに緊急を要するものでなければ、こういう措置はやらないのだ、あくまでもPPP原則である。こういうことからいへば、相当既成のものは、そのまま特別償却あるいは準備金の形で保護されているというものは、すでに整理されなければならぬのじゃないか、こう思ふのですが、どう考えますか。

○高木(文)政府委員 いまちょっと手元に整理したものがございせんけれども、確かにおっしゃるような公害のための行政はかなりいろいろなものがございまして、いろいろなものの非常に多くのは四十五年の秋に整備されたものでございまして。当時いわゆる環境問題を中心にした臨時国会が四十五年の秋に開かれたことがございまして。その時点において、税制のみならず一般に環境対策が相当積極的に取り上げられました。四十六年からは環境庁が発足するというようなことになっていったわけでございます。この四十五年

にいろいろの政策がとられる際に、税制の上におきましてもとられたわけでございます。その後において四十七年、また今回つけ加えて若干の、ごく一部の手直しのようなことをやっておりますが、大蔵は四十五年であつたわけでございます。

これはその他の特別措置と比べて十年も続いているという関係にはないのでございまして。ただ一部のものについては、その四十五年の問題になる前にも対策がとられていた部分がございます。たとえば地下水の汲み上げ制限とかいろいろなものがありまして、多少歴史を持ったものもございまして、大蔵は四十五年秋であるというふうには認識をいたしております。

これはいつまで続けたらいいの、いつになったらやめられるかという問題はなかなかむずかしい問題でございますが、環境基準のほうも漸次引き上げられていくことの関係もございまして、私どもいつというところはなかなかわかりませんが、気持ちとしては先ほど申しましたように、そういういつまでも続くべきものではないというふう

に思っております。

○塚田委員 これは局長おそらく御承知であろうと思ひますが、昨年の秋、東京でOECDの環境委員会の大気部会ですかをやられて、それで非常に問題になって、特に国が日本の場合には相当厚い保護をしており、こういう情勢の中で、これは貿易の問題ともからんでくるのですが、これでは将来そういうた生産物は国際市場からはじき出されるというふうなことを言われた経緯があるわけですね。それはやはり単に公害という問題だけを見たのじゃなくて、日本の経済全体の成長の度合いとか、あるいはたとえば自動車等については二重価格をとつて相当輸出を促進しているとか、いろいろな要素が組み合つて、特に日本に対する指摘が強いのだらうと思ひますけれども、そういう点で早くこれはまず第一に整理するということですね。情勢を見ながら早い機会に整理していく、こう要望しておきます。

第二は、局長はいま補助金というのはいまのP

PPの原則からいうとおかしいんだという話ですが、私の調べた範囲では国際的な通例は、いま言った減税あるいは準備金、特別償却という線から補助金に移つてきておるのを見ておるんですよ。

なぜ一体そういう推移をたどるかといつたら、先ほど局長が例の通勤手当と寒冷地手当の問題で、これは個人にやられて捕縛できるのだ。はっきりわかるのだというのと同じように、補助金ならこれは完全に公害の防止の施設に使つておるのだ、あるいは無公害化しているのだといふことを国が調べることでできるわけですよ。だが税金でばんとまけてしまつと、実際それが公害の防止に使われておるかどうかは、これは調べようがないわけですね。そういう面から各国の情勢は、これはアメリカ自体も、イギリスも、フランスも、西ドイツも、西ドイツは比較的そういう点では日本に似ているのですが、すべて防止費用は国の監督の及ぶような形態をとるという方向に推移しておるのですが、これについてはどうですか。

○高木(文)政府委員 つまびらかに環境庁のほうからお答えを願うことにいたしたいと思ひますが、一つだけお断りしておきますが、現在税でやっておりますものにつきましても法律、政令その他省令等によりまして、条件はかなりきびしくなっておりますから、公害企業に漫然と特別償却準備金等を認めておる仕組みにはなっておりませんので、そして税務上、その準備金を立てること、特別償却をすることがいかにどうかは税務調査を通じて明らかにするわけでございまして、かなり個別的には審査可能な状態にあるということだといふふうに私は思つておりますことだけをちょっとつけ加えておきます。

○船後政府委員 私もあり諸外国の事情にはつまびらかではございせんが、知っております限りにおきまして、OECDでこのPPPが合意されましたときのバックグラウンドでございまして、やはり大勢といたしましては、この汚染コストという

ものを経済に内部化するという趣旨のものでござ
いますから、補助金あるいは補助金に類似するよ
うな税の減免措置というものは原則的に好まし
くないということがあるわけではございます。ただ、
これはもっぱら国際経済上の秩序を維持するとい
うのが主たる目的の合意でございまして、補助
金につきましては、国際貿易と投資に著しいゆが
みを引き起こすような補助金は併用してはならぬ
ということになっております。あとの問題は、各
国が国内政策の問題として、どのようにこの規制
の手段の中に補助金政策なりあるいは税制上の措
置を組み入れていくか、それについてはこのPPP
Pのガイディングプリンシプルの趣旨でやれとい
うことになっておるわけではございません。

OECDにおける一般的な議論をいたしまして
も、この補助金あるいは税の減免というものは、
経済的に例外的なものとしては許されるというよ
うな考え方がかなり有力でございました。これ
は、補助金なりあるいは税の減免というものを恒
久的に続けると、一向に汚染を減らすという努
力に対するインセンティブにならない、あるいは
逆に働くということがございますので、やはり考
え方といたしましては、現存しておる汚染とい
うものを減らすために、経済的に、ある期間を限
って、その間に行なわれた公害防除努力というもの
に對しまして補助金あるいは税の措置を講ずる、
こういうことは経済的に許されていいのではない
かというようにございまして、各国の現在の
の税制あるいは財政援助、私はあまりつまびら
かではございませんけれども、一般的に申します
と、税制では、やはり日本と同様、特別償却とい
うのはほとんどの国が採用いたしておるようで
ございます。なお、また低利融資というものもほ
とんどの先進国は採用しておるような状態でござ
います。

で、補助金につきましてはかなり厳密な考え方
でございまして、経済的な問題として許されると
いうふうな趣旨のもとに、たとえばスウェーデン
におきましては、一九六九年から五カ年を限り

まして、現に存在する工場について公害防除装置
をつくるときには二五兆の補助金を支出するとい
うような規定がございまして、その他の各国でも、
たとえばイギリスでは、一番顕著なのは、ロンド
ンスモッグに関連いたしまして、家庭のばい煙と
いうものを防除するために一般家庭に対してかな
り高率の補助金を出したという例もございませ
うが、最近の傾向といたしましては、一般的に、水
質の汚濁あるいは大気汚染というものの原因者
から広く課徴金というものを求めまして、これを
財源といたしまして、他方における公害防除装置
に補助金を回そうというような立法傾向がかなり
出てきておるのではないかと考へます。

○塚田委員 いまいろいろ御答弁がございました
が、反駁する資料はあるわけですか。しかし時間
がございせんからやめます。たとえばイギリス
のばい煙の規制にしても、これは地方自治団体に
七〇兆の高率の補助金を出してございまして、それ
から今度は一般の家庭にいく。こういうような形
式をとっておりまして、補助金にしたというの
は、一つは国による規制あるいは監督をきつくす
るという趣旨によると思ひますので、その点もひ
とつあわせて考へてみてくださいます。

それから、こういういろいろなやり方とは全く
別に、今度は低公害車について物品税をまける
という新たな措置でございますか、まあ従来ちよ
と考へられない措置が出てきておるのですが、これ
は一体どういう趣旨で出てきておるか。具体的に
は、これはおそらく本田技研あるいは東洋工業等
を以てしての措置だろうと思ひますが、その趣
旨をひとつ説明してください。

○高木(文)政府委員 現在いわゆるマスキー法基
準といひますか、そういうことで、昭和五十年か
らは一定の基準に合格した車だければ取引がで
きないということになる方向でもらうの準備が
進んでおるわけではございます。その場合に、その
時期になれば法制上そういう車しか走れないとい
うことになるわけですから問題はないうわけでは
ございますが、それじゃそれまでは、公害を吐き出す

車が走るということとそのまま黙って見ておくか
どうかということが問題になります。その場合
に、一部の企業で低公害車を具体的に実現するこ
とができた、それをどんどん走らせようというこ
とであれば、何も昭和五十年まで待たなくてもそ
れまでの間に公害をまき散らさない車が利用され
るということは非常に望ましいことであると思
うわけではございません。

ところが、非常に残念なことに、現在の段階で
は、低公害車はそうでない一般の車よりはコスト
が高い。それからその買うときのコスト、ユー
ザーから見ますと、買うときのコストが高いだけ
じゃなくて維持経費もどうもよけいかかりそう
である。そうなりますと、だれもがあまり公害をま
き散らさない車を使つたほうがいいということ
はわかつていても、現実には買うのに高くて、維持
費、走行費も高いというのでは、まあ昭和五
十年まではそういう公害をまき散らさない車を
無理して買うこともないかな、こういうことにな
って行くおそれが多分にある。何かの措置を
とつたらそれが防げるかという、その点ははな
はだむずかしいわけではございますけれども、しか
しそれを放置するわけにもいきまいということ
で、四十八年の下期と四十九年の上期、つまりこ
としの十月から来年の六月までに売られる車につ
きましては、ある程度何か奨励措置を講じてはど
うかということ、いま御指摘のように非常に異
例の措置がとられることになったわけではござ
います。

○塚田委員 この措置は異例といひますか、拡大
していったらたいへんなことになると思ひます
。それで、マスキー法との関係でおそらく急が
れたんだらうと思ひます。しかしそのマスキー
法たるものは、これはいまだどういう状態にな
ておるか局長よく御存じのとおりなんで、そんな
大統領の選挙のときにマスキー法がたごたいわ
れた。しかし実際問題としては、これは一年、二
年、三年延ばしてくれというふうな声も出ておる。
こういう情勢の中で、あまり国が助成をやりにな

らマスキー法に合はしていくというかつこうより
も、本田あるいは東洋、そのほか日産、トヨタ
というのがあるわけですから、そういった技術開
発というものをもう少し期待して、あまり特定の
ものに補助をするということはこれはよくない考
えだと思ひます。全般的にやはり経済社会基
本計画の中では厳然としてPPPを守るんだとい
うことが計画の骨子になっておるわけで、そう
いうような問題ともからんでございまして、規
制をしていく、むしろいろいろな形で広めていくとい
うことはこれはやはり一考を要するのではない
かと考へております。最後に、ひとつ考へ方を聞
いて終わりたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 私どもも基本的には塚田委
員御指摘のような考え方ではございまして、これ
が将来弊害を残すということになっては非常にや
りが悪いという気持ち強く持っております。た
だ、反面におきまして、おっしゃる通りにマスキ
ー法自体がどういうことになるのか、したがってそ
れとの関連でわが国の公害規制、自動車に關する
公害規制がどういうことになるのかということが
若干不安定でありますけれども、しかしあくまで
これは何とか一日も早く法的規制が実現すること
が望ましいわけではございまして、現段階にお
いて私どもの考え方としては、マスキー法がどう
なるかわからぬ、日本のほうもどうなるかわから
ぬ、はなはだ怪しいという前提でございまして、
進めるわけにもいきにくいわけではございまして、
あくまで五十年から有公害車が走らないように
することがぜひとも望ましいという前提で考へざる
を得ない。そうなりますと、現在の時点で有公害
車と無公害車と申しますか低公害車とがある。し
かも残念なことに低公害車のほうが高い、した
がってユーザーの負担がふえる、こういう状態を
切りかえ時点において何かの対策をとるとい
うのは、あながちデメリットばかりでもないの
ではないかという判断に立つものでございまして

○山本(幸)政府委員 いまのお話でございませ
けれども、日本の公害対策からいって、自動車の排

気ガスの問題は、これは非常に困難な問題だけれども、どうしても何とか処理をしなければならぬ問題だ。特に現在の自動車の構造からいいますと、窒素酸化物あるいは炭化水素の処理は、これはいままでの技術開発の上で非常にむずかしいことであつた。それをとにかくマスキー法を五十年に控えてどうしてもやらなければならぬ。アメリカでマスキー法を云々といいますが、これは輸出の関係でマスキー法が非常にメーカーとしては気になるんでしようが、しかし日本国内におきましては光化学スモッグ云々ということから考えても、マスキー法と同じような自動車を、日本国内ではマスキー法とは関係なくとも、日本の国民をモルモットにするわけには絶対いかなければいけません。日本でもマスキー法と同じものを自発的にでも私はやらなければならぬ段階だ、こういうふうにも思ふわけですが。

公害対策としての自動車の排気ガスという問題をなるべく早くひとつ解決をしていかなければならぬという前提に立てば、どこがつくろうと、この技術開発では各社が非常に競争してやってくたと思ふのですが、とにかくそういう開発が日本でできたということでありまして、これをなるべく早くこういう装置を日本国内に普及させて、そして日本国内で自動車から発生するいわゆる光化学スモッグ等々の公害というものを除去する、退治するという方向に私はどうしても早急にいかなければならぬ問題だ、そういう緊急性からこういう措置になつたものである。私も何となく五十年までに日本国内でマスキー法とひとつ同じ状態をつくりたい、こういう強い願いからこういう措置になつたものでありまして、マスキー法がどうなるとうとうなろうと、あるいは延期するのか私は存じませんけれども、しかし日本国内ではどうしておけない状態だ、こういう前提で考えてみない、考えていきたい、こう思つておるわけなんです、そういう見地からこの問題がほんの短期間でありますけれどもそういうのをやろう、こういうことになつたわけでありまして。

○塚田委員 いま次官から話があつたのですが、私も基本的には和製マスキー法をつくるという方向へ行くべきだ、そう思いますよ。しかしそれに合わせるために企業の保護を国民の税金においてあまりやるなどということなんです。これがPPPの原則だと思ふのですよ。企業に対して野方図に国民の税金を使って保護していくということとはやはり見合わせるべきじゃないか、こう言つてゐるのであつて、日本でも公害規制をきちつとやらなければならぬ、マスキー法以上のものをやらなければならぬというのはそのとおりだと思ふのです。その点ひとつ誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○大村委員長代理 高沢寅男君。

○高沢委員 もう時間もありませんので、なるべく短時間のうちにしほつて御質問したいと思ひます。

主税局長にお尋ねするわけですが、大蔵大臣が本年の消費者物価の上昇が五・五％という昭和四十八年度の政府の見通しをこすような場合は、年内減税も含めてそれに対する対策をとる、こういうふうになつてゐるわけですが、ここでは当然そういう消費者物価の上昇と税負担の関係ということがあつて、こういう大臣のことが出てゐるわけですが、そこでこのことを少しお尋ねしたいと思ふわけですが。

消費者物価が上がる。当然国民の側はそれを追いかけてということになります。何かとして所得水準を上げなければいけません。名目所得も上がる。そうすると実際上その物価の上昇との関係で、実質上の所得の上昇の率よりは名目所得の率のほうが大きくあらわれて、そのことがまた税の負担の重さとなつてくる。こういう関係で、この関係の前に、昭和三十八年度の税制改正に関する臨時答申で当時の中山会長のほうでこれは一定の数式を立てて、そういうふうな消費者物価の上昇がどの程度の税負担の増大をもたらすかということとで数式を立てられたことがあつたわけですが、そ

こでこの間実はわが党の佐藤委員が質問した際に、主税局長のほうから四十八年度の減税の中でそういう調整減税に当たる、物価の上昇に見合う部分に当たるものは千三百七十億である、こういう答えがあつたわけですが、それを今度、千三百七十億を出す前提の数式の御説明がたしかありませんけれども、恐縮ですがもう一回ここでその数式の御説明をお願いしたいと思ふのです。

○高木(文)政府委員 直接にお答えいたします前に、物価調整ということが今日まで税の制度に関連して議論されてきた過程におきまして、大別して二つの考え方に分かれておりました。一つはただいま御指摘の三十八年度でございました。これはたの考え方でございます。この考え方は、すべての所得階層について物価の上がり幅を頭に置いて調整の意味での減税を行なうべきだという考え方でございます。それから第二は、最近税制調査会等で御議論願つております点は、控除、主として人的控除の上げ幅を考へる場合に物価との関連を考慮すべきだという考え方でございます。先般御説明いたしました千三百七十億の減税というのは、この物価調整減税所要額といふのはこの後者のほうの考え方に基づき計算方式でございます。

その計算はどうやりますかといふと、課税最低限を構成いたします現行制度の各種控除総額といふものを算定してみますと、昭和四十七年におきます各種控除の総額は二十二兆八千億になるものと見込まれます。これが一方におきまして四十八年度の物価上昇割合は四十八年の経済見通しでは五・五％になりますから、二十二兆八千億を少なくとも五・五％だけふくらませないことには、いわば課税最低限にノミナルに食い込んでくるということになりますから、二十二兆八千億に一〇・五・五をかけたものが少なくとも四十八年度の税制上確保されなければならぬ、こういうことになるわけでございます。その増加額、いってみれば課税最低限の最小限所要増加額といふものを算出して、それを税率で逆算をいたしますと、その税率で逆算した金額が千三百七十億になる、こういう計算でございます。

○高沢委員 その税率は何％ですか。

○高木(文)政府委員 上積み平均税率ということ、このときの計算では一応一三％で算出してあります。

○高沢委員 いまの計算のしかたなり考え方の御説明はわかりましたが、三十八年度の、中山委員会でそういう物価と税負担の関係を出す数式を出された際も、やはり考え方としてはそういう調整は課税最低限の引き上げによつてやるのが妥当であるといふような結論を出されてゐるわけですが、この点は、いま第二の方式として局長の言われた考え方と結論的には変わつていない。三十八年度の答申の中でも、したがつてそういうことだから課税最低限を、この控除はこれだけ上げろ、この控除はこれだけ上げろといふふうな答えになつてゐるわけですが。

そこで私は、中山さんの三十八年度の答申の中で一定の数式が出てゐる、この数式で今度四十八年度の所得水準の伸びなり物価の上昇なりといふような数値を適用して、四十八年度の所得税自然増収分の中で物価上昇によるものと思はれる分が一体どれだけになるかといふものをばいじてみたわけですが、この中山さんの数式によつて私、はじめてみて、これは別にコンピュータがあつたわけではなく、紙と鉛筆でやつたわけですが、それによると、三十八年度のときには、この中山方式では、三十八年度の所得税の自然増収分の中で約三〇％というものが物価上昇による増収の伸びに当たる、こういうふうなものが出されたわけですが、それを今度四十八年度のそれに私が適用してはじめてみたところでは大体四一％という数字が出ております。そうすると、これは四十八年度の所得税の自然増収の一兆一千五百九十六億円のうちの約四〇％というものが物価の上昇によつてもたらされる増収の伸びの部分に当たる、こういうふうなことになるわけですが、この立場に立てば、調整減税に当たる分は、少なくとも四千億以上の部分を調整減税に充てなければならぬ、こういうこと

になるわけで、いま局長の説明された千三百七十億との間に非常に大きな数字上の違いが出るわけです。

そういうことから、新しい数式を採用されたという大蔵省の立場は、つまりできるだけ調整減税の部分で小さい数字で表現しよう、こういうねらいで出されたんじゃないかと思えます。私は中山方式との関係において、中山方式をとればこれだけ大きな調整減税が必要だという結論が出ることに、ひとつ局長の御見解をお尋ねしたいと思ふのです。

○高木(文)政府委員 ちよつと私、その後久しく中山方式による計算というのはやっておりませんので、私自身の頭の中に中山方式の計算式がびたっと入っておりませんので、いま正確に御答弁できませんけれども、中山方式はやはり控除だけじゃなくて税率の面においても考慮すべきだ。つい最近カナダでそういう案が出されておるやに聞いておりますが、税率、控除両面にわたって物価の面を配慮すべきだという思想があったのではないかと私思っております。その当時は、何ぶん十年前でございますから、実質的に現在よりも所得税が非常に重いという時期でございましたので、すべての階層にわたって物価調整をしなれば、所得税のあり方が望ましい姿にならないという前提に立っておったと思ひますが、その後国民所得もふえ、一人当たり国民所得もふえ、減税も毎年繰り返されてきております今日におきまして、はたして上のほうの階層、五百万とか七百万とか一千万とか、さらにそれより上のほうの階層についてまで物価による調整をすべきかどうか、そこらの必要は現在ではないんではないかという考え方から、最近物価調整減税として議論をいたしますときには、四、五年前からはもっぱら課税最低限の問題として議論しておるわけであります。その点は二つ意見が分かれてくると思ひます。一千万でも三千万でも、場合によりましてはそれよりもっと大きい金額の所得者については、貨幣価値は下がってくるんだから一種の物価

調整をやるべきだということの議論もあらうかと思ひますが、それはいずれはやらなければならぬと思ひますけれども、毎年毎年上層階層のほうをやる必要はないので、毎年毎年物価に応じて直すという仕事は、それは大衆といひますか、中堅所得層以下のところを中心に考えればいいんじゃないか。そうだとすれば、税率のことはあまり考えないで、主として課税最低限を中心に考えればいいんじゃないかというのがわれわれの考え方でございます。

なお、もう一つ、計算のしかたの問題で、たいへん恐縮でございますが、先生みずから計算してくださったそうでございますが、その場合にちよつと問題がありますのは、所得税の中でも法人が納めておる所得税というのがあつたわけでございまして、所得税というのは、個人が納めておるばかりでなくて、法人も所得税を納めておるわけであります。株式とか配当とかいふものについては源泉徴収で法人が納めていくわけでございまして、その金額が、御存じのように源泉徴収税率をだんだん上げてまいりました関係で、だいたいふえてきておるという事情があります。

それからもう一つは、最近の所得税の伸びの大きいのは、譲渡所得の伸びが非常に大きいわけでございまして。御存じのように、土地の譲渡所得について分離、比例税率をいたしました関係で、土地の譲渡が非常にふえてきておるわけでございまして。一兆一千億のこの自然増収の中には、配当や預金についての法人が納めた所得税や個人が源泉形態で納めた所得税や、しかもその税率が引き上がった分の増加分、それから譲渡所得が比例になることによる譲渡の増加に伴う増収分というものがみな出てきております。私どもの千三百七十億と計算しましたベースとしては、給与所得者の給与所得額をベースにして、それに申告の部分の若干を加算して計算する、こういうことでございまして、四千億という数字はちよつと大きく出過ぎているんじゃないかという感じがします。これは私が計算してありませんから、先生のほうは計算なさつ

ておるんだとすれば、あまり確たることは申し上げられませんが、何か感じとしては少し大き過ぎはしないかという感じがいたします。

○高沢委員 いまの局長の説明によつて、所得税自然増収の中にそういう法人の支払う株式配当部分とかあるいは土地譲渡とか、こういうふうなものがまじつておる、これはわかりました。

ですから、その点でこゝでひとつお願いしたいことは、そういうふうな要素を除外して、そうして勤労者所得税なりあるいは申告の所得税部分の伸び部分はこれだけあつて、その中で中山方式というものを適用して、それでもって物価上昇による税の伸び部分はこれだけだという計算をひとつ大蔵省の側でも出されて、これを私のほうにお示しをいただきたいということを、ひとつお願いしておきます。

それから、こういうことを私のほうで問題にしますそのねらいは、要するに毎年減税額として示されるけれども、われわれから見れば、物価上昇に対する調整的な性格の減税額はこれだけだ、その上にほんとうの税負担を軽くするための本物の減税額はこれだけだということがはっきりとわかるような示し方をぜひしていただきたい。こういうことで、この月曜日、東畑税調会長が来られたときも、私そのことをお話しして、税調会長も、それは一つの積極的な考えであるから、ぜひやりたいというお考えがあつたわけですが、このことは、政府のほうにも、来年度以降、減税額を示される場合には、物価上昇に対する調整減税はこれこれ、これだけである、その上に乗せるほんとうの減税額はこれだけであるというように示し方をぜひしていただくことをお願いをしたいと思ふのですが、そのところをひとつお約束をいただけるかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○大村委員長代理 速記をとめて。
〔速記中止〕
○大村委員長代理 速記を始めて。
○高沢委員 現在は大蔵省としては没にされてい

るかしてありませんけれども、歴史的に、昭和三十八年度のそういう数式を入れた答申があつて、そのことは歴史的な事実です。その数式を入れた、その数式によつて、いまの時点ではじけばこうなる。これは一種の試算のようなものですが、それは政府側の一つの価値判断としては、この数式はすでに没になつていまは別な数式があるのだ、こういう価値判断はそれはあるでしょうが、少なくともそういう一つの参考資料として、過去の数式ではじけばこれだけになるというふうなものは、これは一種機械的に当然出るはずのものなんです。これはいま大蔵省が過去の数式を採用するあれでないという立場ははっきりしていても、これは別に記者クラブのほうにわたつたといつても別段支障があるわけじゃないので、これは支障があるとすれば、そういう方式によればかなり大きな金額になる、現在の方式では金額は小さい、この違いのところが何でそうなるのかというところを国民のほうでは当然疑問を持つわけであつて、そのところがぐあいが悪いということになる。逆に税制調査会のほうがどうこうというよりも、大蔵省自体が、ほんとうはその減税額を大きくしなればならぬところを小さくしておるということが明らかにするのを何とか避けたいというお気持ちじゃないか、こういうふうにおもひます。物価上昇の中で物価調整減税が千三百七十億というの、これはわれわれの実感からいつても、数式がそうだとおられたらこれは少しおかしいなという実感が、どうしてもあるわけですから、したがつて、過去にあつた歴史的な一つの答申の中の数式を当てはめてみればこうだという、参考資料でけっこうですから、ぜひお願いをしたい、こう思ふわけです。

○高木(文)政府委員 御趣旨は非常によくわかりますので、計算をするということはけっこうでございます。

ただ、まあどういふ提出方式にするかということだけ、後日理事会でも御相談願うということに

う数字は、予算成立前の見込みで出しているわけ
でございすが、その後配当の総額がふえたとか
配当のうちの個人、法人の受け取り分が変わった
とかいろいろなことがございすが、その推定
要素がわかっただけでも、これだけ変わりました
たということで計算し直すことは可能でありま
す、過去の分について。

○高沢委員 そういう資料をひとつお願いいたし
ます。

もう時間があれですから、最後に一つだけお尋
ねします。

労働組合の組合費。労働組合員になっている人
たちが月々受ける給与の中から組合費を、これは
チェックオフで引かれる場合もあるし、各人の一
たんふところに入った収入の中から組合費として
納めるものもありますが、これもずっとこの委員
会で論議されてきた必要経費という性格の中の
一つに当然数えられるものじゃないか、私はこう考
えるわけですが、そこにはもちろん労働組合のでき
ておる職場の人と労働組合のできていない職場の
人との違いはございまいしょうが、労働組合のない
職場といえは大体おしなべて中小企業、零細企業
のようなそういう職場が多いわけで、その点では
すでに労働組合のできている職場の人たちの不均
衡というものはそう考える必要はないのじやない
かということから、労働組合費はこれも税制上の
扱いとしては必要経費の扱いとしてこれを課税対
象から控除するというふうな扱いを私はされてし
かるべきじゃないか、こう思うのですが、いかが
でしょうか。

○高木(文)政府委員 確かに労働組合費は、サラ
リーマンにとってはある種の必要経費だと思いま
す。それは事業所得者がいろいろ関係事業団体な
どの会員になるという場合に、それが必要経費に
なるのと同じ関係にあると思えます。ただ、サ
ラリーマンの必要経費は、御存じのように、給与
所得控除で概算控除になっておりますから、現在
の給与所得控除でそれを見られておるという考え
方でございします。給与所得控除は、概算的に、定

額と所得に対する率で見えておりますから、どうい
うものとういうものとういうものが入ってお
るという御説明はいたしておられませんけれども、
性質的には給与所得控除で見られておるものであ
るというふうな考えでおります。

○高沢委員 そういう御説明がありました。勤
労者、サラリーマンの必要経費的なものはこれこ
れというように、要素全体をずっとまだ示されて
いないわけですから、そうであるとするれば、先ほ
ど、通勤費とか寒冷地手当とか、そういう議論が
いろいろありましたが、同じようにこの要素もひ
とつ抜き出して、そういう控除の対象にされるよ
うに、これは今後の検討課題としてもぜひ進めて
いただきたいということをお願いいたしまして、私
の質問を終わります。

○大村委員長代理 本会議散会後直ちに再開する
こととし、暫時、休憩いたします。

午後一時二十二分休憩

午後四時三十五分開議

○大村委員長代理 休憩前に引き続き、会議を開
きます。

質疑を続行いたします。竹本孫一君

○竹本委員 所得税に關していろいろ論議が行な
われたわけですが、昨日でしたか総理大
臣が本委員会に見えまして御意見を述べられた中
で、付加価値税につきましては、物価が上がって
おる今日の段階において、そしてまた大衆の十分
な理解がなかなか得られないような情勢の中で、
直ちにこれを実行するということはむずかしいと
いうような御意見を述べられたと思うのです。私
は所得税の位置づけという問題から、この問題に
特別の関心を持っておるわけですが、所得税中心主
義というよりは収入の大宗であつて、所得税中心主
義ということばがいかどうか知りませんが、一
方において負担感が多過ぎるということでは、い
ろ政治的にむずかしい問題もありますけれども、

同時に直接税中心主義というものはいろいろな長
所を持つておる。特に負担感の問題につきましても、
私はむしろ負担感があるから、所得税なり、
税負担を通じて政治を鋭く批判することにもなる
だろうという点の期待も込めて、所得税中心主義
にも多くの評価をしているわけですが、そういう意
味で、所得税中心主義は大事な原則であるし、今
後も守つてまいりたい。総理その他の御意見で
は、間接税の比重を、いま三分の一くらいになつ
ておりますから、もう少しふやしてまいりたいと
いう。少しということがむずかしいかもしれぬけ
れども、その程度の話ならばそれなりに了解がで
きる。

そこで、総理の意見はそうありますが、大蔵
省の意見として、一つは所得税に、私のいう所得
税中心主義というか、所得税の位置づけといいま
すかそうした問題で、いまの原則というかウエー
トというものを原則としては維持していくという
形が、裏からいうならば付加価値税についてはき
のう総理が述べられたような意見、大蔵省も大体
そういう意見であるのか、この二つをまずお伺い
いたしたい。

○高木(文)政府委員 税の機能の中にいろいろの
機能がございしますが、最も重要なものは所得再分
配機能だといふことがいえると思ひます。国税の
中で所得再分配機能に最も直接的に役立ちますの
は所得税でございしますから、何としても所得税が
中心であるということには御指摘のとおりでござい
まして、われわれ事務屋といたしましては、そのよ
うに考えておるわけでございます。

ただし問題は、問題が四十六年八月答申で起
こつてまいりまして、間接税をもう一ぺん見直す
必要があるのではないかというところが強く指摘さ
れましたのは、四十六年八月答申の前に約一年間
にわたりました、専門委員の制度が置かれまして
学者の方々を中心にいろいろ御研究願つたわけで
ありますが、この過程におきまして、間接税が十
年間ウエイトとして一〇%下がつておる。それ
もただ一〇%下がったということではなくて、非

常にステディに一〇%ずつくらいウエイトが下がつ
てきておる。そこでこのままどんどんいってしま
つていいのかしらということが問題になつてき
まして、かたがた、まだその段階では今日ほどは
明確になつておりませんが、もし福祉計画がはつきり
代に入るとするならば、もし福祉計画がはつきり
立つてくるならば相当大きな財源が必要となると
いうことが要請されるのではないかとしよううな
ことから、間接税をもう一ぺん見直してみたらど
うだ、間接税を見直すという案ではないか、こうい
うふうな話がつながつてきておるわけでありま
す。しかし、それはそうだからといって所得税を
中心の柱に置くという考え方が変わったというこ
とでは全くないと思ひますし、それからまた付加
価値税というふうなものをどのような形でどのよ
うに導入するかが非常に問題であることは、あの
答申の中にも詳しく書かれておるわけでありまし
て、直ちにそれがあるタイムスケジュールのもと
に採用するといふような考え方は全くあそこでは
示されておりませんし、私どものその後の検討結
果でもなかなか時間を要するといひますから、時間
というよりは御理解を得るのになかなかいろいろ
問題があるといふふうな考えでござい
ます。

ただ一方におきまして、間接税の中の一つの関
係でございしますところの物品税につきましては、
個別物品税方式はどうもぐあいが悪いという問題
がありまして、何か社会保障制度を充実する、そ
れがために財源が非常に必要ではないか、それが
ために付加価値税が一つ考えられてもいいのでは
ないかという考え方とは全く別の道筋から、物品
税の行き詰まりといふこととの関連上やはり間接
税体系は何か考え直すべきではないかといふこと
を考へております。おりますが、それにいたしま
しても相当時間のかかる問題だと思つておりま
す。

○竹本委員 ただいまの主税局長の、所得税の再
分配機能を高く評価して、所得税中心ということ

については全く同感です。それから間接税がこのまま下がついてよるしいかどうかという御心配の点についても私は同感ができます。三番目の福祉国家の建設になれば財源も要することだしというそれ以下の問題で、ちょっともう一度具体的に念のために伺っておきたいのは、物品税の行き詰まりといえますか、次の新しい展開が必要である、これも私理解できます。ただ、いまのいわゆる本来の付加価値税については、昨日総理大臣が述べられたその考え方と事務当局は大体において同じ考えに立っておるといふに理解していいのか、あるいは事務当局のほうはもっと進んでより熱意をもって前向きに取り組もうとしておられるのか、その辺の感触はどうですか。

○高木(文)政府委員 非常にデリケートな御質問でございますしお答えしにくいわけでございますが、私もどなたもいたしましては、付加価値税を実施に移すとか移さぬとかいうことよりは、やるとすればどういふ問題点があるかということを中心に検討をいたしておるわけでございまして、で、上がつたものでいえば非常にりっぱなものであると思ひますけれども、付加価値税という体系がで、上がつてきますのは大体三十年から五十年くらい歴史があるわけでございまして、その歴史によって順番に手直し、手直しをしてあそこまでヨーロッパの制度が来たということでございます。そので、上がつた制度としては決して悪くない制度だとは思ひますけれども、それにはやはりそれなりのいわば道行きを要していく必要があるのではないかと。そこらのところをどう考えたらいいのかということ、あつちからこつちからいろいろのな角度からライトを浴びせて問題点を浮き上らせておるといふような研究をじみちに行きやうしておるところでございまして、さてそれをどうする、いつどういふふうにするとかやめとかいふ話になりますと、もう少し福祉計画とかなるとかいうものはつきりしてやる必要がありま、すし、福祉計画の中でその財源がいろいろ必要であるとしても、保険負担のようなものと税負担の

ようなものをどういふふうな役割りでどういふふうに分担していくのかということ、がもう少しはつきりしてまいりませんと、なかなか採否の問題に關連した判断はできないといふような感じでおるわけでございまして、いまの段階はやるとかやめとかなにかいふよりも、もう少し客観的といひますか、あらゆる角度から検討を、なるべく幅広く、手落ちなくやうておきたいといふような準備をしておるといふことでございまして、いまのところ、とてもこ、二年のうちにさういふふうなことになるようなことを前提としては考へておりません。

○竹本委員 デリケートな立場を持っておられるからデリケートな質問だということですから、この辺でとどめておきます。

ただ私は、付加価値税の問題は、フランスのやり方なんかを見ておられますと非常に苦心しておる。さういふものも参考にわれわれはわれわれの立場で検討していきたいと思つておられますが、いづれにしても一番大事なこと、私のほうでは福祉国家建設五カ年計画といふものをいま検討しておりますが、さういふ大きな政治的なねらいとあわせて検討するといふことではないと、付加価値税をただ税の立場だけから取り上げるということには非常に慎重でなければならぬと思つておりますので、さういふことも申し添えて次へ参ります。

第二の問題は、所得税といふのは取ることでだけ考える税金なんですけれども、御承知のように、アメリカのこの前の大統領選挙の場合にも、それから最近ではイギリスの保守党でも、いろいろ呼び方はありますが、逆所得税といふものを考へておる。これは新しい社会保障のあり方でありまして、日本もいま年金の問題でいろいろ問題が起つておりますけれども、あらゆる福祉社会建設のための努力も、思ひつきます、思ひつきますが中心で次々進んでいっておるといふような形でございまして、何かこれはもう少し全体のシステム化が必要であるといふことも考へる。その考へる場合に一つの柱として、私もまだ結

論的にこれがいい、逆所得税といふ考え方が絶対のものだといふほどの結論は持つておりませんけれども、しかしさういふ考え方が有力な考え方としてイギリスにもある、アメリカでも言うておる人もあるといふことでございまして。これは大蔵省の所管になるかどうか、名前からいへば大蔵省の所得税のあれですけれども、逆所得税といふたような考え方について政府としてさういふものを検討されたことがあるのか、検討される意思があるのか、その辺の感触はどうですか。

○高木(文)政府委員 逆所得税、ネガティブ・インカム・タックスにつきましては、現在のところは、イギリスはさういふ事情でさういふことをやろうとしておるのか、アメリカはさういふ事情でさういふことをやろうとしておるのかといふことを検討してはいるにとどまっています。したがいまし、現在の段階でわが国の場合にそれがどう適用されるべきかといふところまではまだ検討に入っておりません。

イギリスの場合は非常に複雑な源泉徴収制度がございまして、しかもウィークリー、毎週俸給が払われるといふことから、源泉徴収の事務が毎週行なわれるといふようなこと、一方において児童手当制度が非常に複雑であるといふこと、さういふような背景がありまして、社会保障制度と税の制度とを結びつける必要性が非常に高まってきたといふ事情があるようでございまして、アメリカの場合は教育費の問題との関連でいろいろなこと付加価値税で議論されるということがあり、それれぞれ現行制度及び歴史的経緯との関係が非常に濃厚なようでございまして。

この制度は、また理論的には非常にいい制度だといふふうには考へられるわけでございしますが、わが国の現行社会保障制度は申すまでもなくまだたいへんおくれに考へられているわけでございまして、そのもろもろの社会保障制度と税の関係を交通整理しなければならぬといふことについての緊急性といふ点については、まだちょっと、その盛んにネガ

ティブ・インカム・タックスが主張されておるような国々とはやや事情が異なるのではないかと、これが私個人の感じでございます。しかし理論的には、また仕組みとしても非常にうまくできておるものでございまして、少なくとも諸外国の制度の研究については怠りなくやうていく必要があると思つております。

○竹本委員 これもいま局長のおっしゃるよう理論的に非常に興味のある問題であるといふことが一つ、これからこれがもし大きな柱になれば、日本の難然とした社会保障のいろいろの試みに一つのバックボーンを通すといふことになるという点、それからもう一つは、いわゆる百五十万円から百五十万として九十万円しか取つていない。さうすると六十万円を全額補う、カバリーしてやるといふのでなくて、たとえばその六割なら六割といふようなことにすれば、いまの日本の社会保障といふのは無原則といつてはまたしかられるでしようけれども、少し足りない面と行き過ぎた面とがあると思つておる。これは日本人の今日の教養の程度をもってすれば、一〇〇兆何でもカバリーするといふことがはたして社会保障としていいのかどうか、私自身は少し疑問を持ておるのです。さういふ意味において、あの逆所得税の中で、かりに六割までは足らないところは保障するけれども、あと四割は自主的な努力に待つんだといふような考え方は、もしさういふ制度を考へるとすれば一つのおもしろいアイデアだと思つておる。さういふ意味で、これは私も、これがいかにこれをやうてもらいたいと要求するほどの自信はまだありません。ありませんが、これはお互いにひとつ関心を持ってその動きを勉強したいといふことで要望を申し上げておきたいと思ひます。

次に第三番目は、昨日いろいろ議論が出ましたサラーマン減税ですけども、総理は総理なりにいろいろとおっしゃった。ここで主税局として、事務当局としては、サラーマン減税の柱といふものを那辺に求めようとしておられるのかと

いう基本的な考え方だけ承っておきたい。

○高木(文)政府委員 これまた非常にむずかしい問題でございますが、一つはやはり相変らず給与所得者その他の所得者とのバランス論というのがいろいろ出てまいります。今回、事業主報酬制度を採用することにはなりましたけれども、事業主報酬制度の採用というのは、特別措置として、しかも臨時の措置として五年間やってみたいというところから始まったわけでございますが、一面におきまして、所得税における勤労所得と資産性所得との合体であるところの事業所得の一種の分解を来たすおそれのある問題でございます。

そこで、給与所得控除の拡大は、サラリーマン減税問題単独で考えますと、それなりに非常に重要なファクターになるわけでございますが、私どもとしてそう単純にサラリーマン減税問題と扱いにくいと思っております。ただいまの事業所得との関係、特に事業所得の中における給与性所得の関係、さらにそれとのバランスの問題になってまいります。法人の代表者をはじめとするところの、主として同族関係の代表者をはじめとするところの給与所得控除が全額適用になっている問題との関係というところがいろいろございまして、サラリーマン問題、給与所得控除問題を考えます際には、やはり絶えず他の所得者、場合によりましたら法人の代表者の給与も含めまして、そこらのバランスを考えながらやりますと、将来長きにわたって所得税のあり方について根拠を残す心配があるのではないかとこのように思っております。

と同時に、先般来いろいろこの審議を通じて御指摘を受けておりますように、夫婦と子供二人の家庭におきますところのいわゆる課税最低限は、世界の水準と比べましてもかなりのものになっておりますけれども、たとえば独身の場合で考えてみますと、必ずしもそうならない場合もあり得るわけでございまして、そういう意味で家族構成

成別によっていろいろなバランスがよろしいかということをお考えますと、給与所得控除のあり方といわゆる人的控除のあり方の組み合わせをどう考えるべきかという問題が起ってまいります。そこで人的控除の問題を全く離れて、給与所得控除だけに問題をあまり寄せ過ぎるということになりますといろいろな問題が起るということ、やはり何といたしても所得税の中心課題は給与所得控除問題だと思っております。サラリーマン課税の問題だと思えますけれども、それを取り巻くいろいろな問題を考えますと、昨日総理が触れました三割給与所得控除というふうな方式等につきましても、いろいろな角度から見てみないといけないのであつて、いろいろな角度での負担公平からいって、あのような御提案がどういう結果になるか、それをもう少し慎重に見てみる必要があると思つておるということでございます。

○竹本委員 サラリーマン減税の問題は、なかなか広範多岐にわたりますから、きょうはもうこの程度にとどめておいて次へ移ります。

未成年者控除の問題、これはきのうも私もちょっと意見を述べましたけれども、何としても未成年の税負担は軽くしてやりたい、あるいは免除してやりたいということでございますが、私も民社党を支持する組織の中には、特に紡績関係なんかには若い二十前の選挙権も持たない女の従業員が多い。しかも私は浜松ですけれども、それらは沖繩から来れば東北からも来ておりますから、そういうのを現実に見る立場において、たいへんお気の毒であるという考え方も強いので、これはきのう来議論のありました繰で善処を要望しておきたいと思ひます。

ただ、これに関連して、そういう未成年者については県民税や市町村民税については非課税になつておるかと思つておりますが、そうではないかと思ひますが、非課税措置があるという点はどうか。

それからもう一つ、より根本的な問題として、いま述べられた事業主報酬の問題は特別措置法の

場合にあらためて十分論議を尽くさせていただくことにしたいと思つておりますが、この場合にも中央と地方で方針が一貫してない、理論の一貫性がない、食い違つておるまで言うていいかどうか知らぬが一貫性が足りない。いまの非課税の問題も、私も事実をよく調べておりましたが、わかりませんが、そういうふうな聞いておるのだが、一方ではかかるが、一方では非課税、一方ではみなし法人と取り扱うが、一方では個人事業税、このううふう中央と地方とで同じような税に対する取り組み方が違つておるということについて、一体どういうふうにお考えであるかということをお聞きしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 地方税におきます未成年者控除の制度は、一つは地方税が応能負担でなくいわば応益負担であり、かつ地方税が世帯課税であるという過去における歴史をよつて今日まで来ておるというものではないかと思つておるわけでございます。それにいたしまして、いま私どもから見ますと、住民税の考え方につきましても、いまや世帯課税のしつぽを残しておる未成年者控除は、理論的には多少問題がある制度ではないかと思つておるわけでございます。しかし一べんできた制度はなかなかやめられないということ、今日まで続いておるわけでございまして、結果としては御指摘のような矛盾が生じておるということでございます。その点につきましても、先般来御指摘のあります就労直後の方の税の問題との関連で将来議論する場合に、やはりもう一度地方税との関連もよく考えて研究してみるべき問題だと思つておる次第でございます。

それから、事業税のほうの話については、まさに事業税それ自体が非常にむずかしい立場に置かれておることを意味するわけであります。地方税の問題としても個人事業税の問題を将来どういうふうにしていくべきか、私も所管ではございませぬが、自治省当局でも非常に苦慮しておるところでございます。おっしゃるやうに、いまその一、二の例を通じて国税と地方税と若干の食い

違ひが生じておりますが、それらにつきましては、国税と地方税の性格上説明できるものもありま

すし、なるほど説明しにくいものもあるわけでございまして、時間をかけてやはり議論する必要があります。幸いにして政府の税制調査会は御存じのやうにそういうふうな設置されてありまして、そこで統一論がされておりますので、非常にテンポもおそいとおしかりを受けるかもしれませんが、将来への方向としては漸次、いわば思想統一といひますか、そういう方向に向いていくことにならねばならぬというつもりで運用に気をつけたいと思ひます。

○竹本委員 私は、中央と地方との租税原則を、一方は能力に依り、一方は受益限度に依るといふ立て方は一応わかりますけれども、この間ここで参考人の意見にも若干そういう問題に触れた意見がありましたけれども、これはその一つ覚えで、そういう説明だけですべてが解決するというふうな考えでいいかどうか、私は若干疑問を持っております。しかし、いづれにしても、最後に言われたやうに、受ける国民の側からいへば、大體同じ原則で理論の一貫性がなければおかしいという点もありま

すから、あらためてまた十分論議をさしていただくことにいたします。最後に、白色の専従者控除の問題。今度は十七万から二十万円に引き上げられるわけでありますけれども、一つは、白色、青色になりますと、大蔵省の考え方の基本に、白の連中は脱税が専門であるというか、非常に脱税しがちである、そういうやうな意味で白色性悪説でとにかく対処しておられるように感じを受ける。ところが、われわれが事実を見ておると、青色にするだけの能力や余裕もない人で白色でやむを得ずやっていると

いうのもずいぶんあると思ふのです。そういう意味で、白色性悪説を前提にすることは間違ひではないかという点が一つ。それからもう一つは、二十万円というのは、隣の何とか控除が十九万円とかあるいは二十一万円とかいう辺でバランスをとつて考えたということ

でありまして、思います。しかし、それにしても白色の控除が、一方は完全給与制も考えようというふうな時期に、二十万円前後で一体どうであらう。それを控除だけのバランスからいえば一つの考え方だと思えますけれども、そんな控除でいいのだろうか、あるいは完全給与を考えると二十万円を考えると場合とのアンバランスはどうなるか、この二つの点について御質問をしたいと思います。

○高木(文)政府委員 本来、税法上のためまでは白色のほう为原则であって、青が特例であるというところではございますが、いわゆる申告制度が採用されてからまだ二十年余りを経過しただけでございまして、その過程を通じて申告制度をどのようにして定着させていくかということに税務執行の最大の重点が置かれてまいりました関係で、どうしても青を奨励する。何といつても、きわめて簡単なものであつて、何となく帳簿があるという前提であること、それが申告納税ということになじむ。収入は幾ら、経費は幾らということを経営者自身が把握すること、記帳という内容を、税のことを別にいたしまして、記帳というところを通じて経営者自身が把握することができるといふ意味でも望ましいのではないかと考えて、白の間に若干そのもの見方が違つておるといふことがなかったとは言えないかもしれないと思つた。しかしながら現在青がかなり普及率が高くなつてまいりましたことも関連し、今後の青、白のあり方についてどうあるべきかという点は、竹本委員御指摘のように、もう一度いろいろ考えてみる時期に立ち至つてゐるのではないかと、御指摘は、私どももそのような感じがいたすわけでございます。

第二の白色の控除二十万円の根拠がどうかというところではございますが、この点につきましてもなお研究は十分であるとは思つていないわけではございますが、今回の改正につきましては、実は三万円

円上げたという趣旨は、御存じのように、今回のもろもろの諸控除の引き上げ幅は、基礎控除、配偶者控除あるいは寡婦、勤労学生控除というふうなもの、大体一百万円の上げ幅で、扶養控除が二百万の上げ幅で、あともろもろの若干政策的な意図があり、あるいは昨年来当委員会御指摘のあつたような問題点であります老人扶養控除でありますとか、障害者、特に特別障害者であるとか、それから配偶者のいない扶養控除の問題であるとか、そういうものについては三万円の引き上げ、それから給与所得控除につきましても定額分を三万円引き上げたということにのみならず、白色控除についても一番多い上げ幅にしておこうということ、十七万円から二十万円になったというような経緯でございます。

この二十万円の絶対水準がいかか悪いかという議論は確かに御指摘のようにあるかも知れませんが、この問題については、まさに御指摘のように、基本に白色の事業者に対する課税のあり方、全体の問題が非常に控えておりますもの、ですから、なかなかどうしようもない角度からどうしようもないに詰めていったらいいか、非常にむづかしい問題である。もともと何ぶん帳簿がないという前提でございますし、それから税務署が調査に当たりますにつきましても、御存じのように一種の効率なり標準率によつて全体的にいわば推定的課税をせざるを得ないという前提のときに、この部分について青天井というわけにもまいりませんし、なかなかその辺はこの制度を今後動かしていくあり方については問題点が多いということとはよく承知しておるわけでございます。しかしながら、なにかどこか手をつけていくか、むづかしい問題であるというふうな考えをしております。

○竹本委員 白色の問題は、いま局長もいろいろ御説明をいただきましたけれども、確かに非常にむづかしい問題はあります。特に帳簿を故意につけないような者もおるでしょうから、そういう点についてもいろいろあれしなればならないと思つていますが、一番大きな問題は、とにかく日本のそ

ういう零細企業の中には帳簿をつけることもできないものもある。それから原価計算が全然わからない連中もある。したがって、もうかつているか、損したか、それもよくわからないでそのまま事業を続けておる人もおる。

こういう問題は私は税の問題よりも産業政策の問題だと思つてゐる。結局日本の産業の再編成をこの辺で本格的にやるには全面的にやらなければならぬ。そういう問題をそのままにして、おいて、そして青だ、白だといつて税の面だけからきびしく論及していくということではなかなか問題が解決しない。日本の経済全体の再編成の問題がより急務ではないかというふうに思つてゐる。それから、いま宅地並み課税の問題なんかもうすぐだけれども、やはり税でいけるには私は限度があると思うのです。限界がある。すなわち、租税政策で何でもやる、ほかの基本的な政策をなまけておいて足りないところは租税でいこうなんというふうな安易な考え方は、産業政策をも変なものでしてしまふし、租税にも過重な負担がかかると思つてゐる。これは本委員会といひますか、いまの問題ではありませぬけれども、そういう考え方も私は持っております。

いすれにいたしましても白色の問題について、いま局長が述べられたような線で前向きに取り組んでいただくことを要望いたしまして、質問を終わります。以上です。

○大村委員長代理 増本一彦君。

○増本委員 課税最低限の問題が、すでに各委員からいろいろ主張や要求を含めて発言があり、また質疑もなされました。一定の問題については、政府及び与党の自由民主党のほうでも配慮をされるかのような、そういう答弁も得てゐるわけでありまして、しかしそれにしましても今回の減税額が、全体から見ても、やはり国民の期待するところから見て非常に低いものであるという批判は、いまだないことであるというようにいわざるを得ないと思つてゐる。特に昨年四十七年については減税がなされていなかったという事態を考え

てみましても、それでも四十七年の分については、たとえば夫婦二人の所得控除総額が六十八万円ですから、それが今度の四十八年平年分で見ても七十四万円に上がる、その引き上げ率はわずかに八・八%にすぎないわけですね。

ところが四十七年には政府の統計によりまして、物価の上昇率は五・三%。そしてこの四十八年は経済見通しによつても御承知のように五・五%だ。そうすると、実質的には四十八年分はそのうち四分の三しか恩恵が受けられないということ、これを考えると、ほとんど物価上昇分に見合うだけしか課税最低限が、つまり所得控除が引き上げられていないということになるだろうと思つてゐる。四十九年分について、それも四十八年の物価上昇率が五・五%で、これが四十九年にも同じような形になるといふことを想定して初めて、それでようやく三・三%の、つまり引き上げ率八・八%を物価上昇率五・五%で差し引きの三・三%についてだけ、いわば政府の形式的な物価上昇率の統計を見て、国民に実質的な減税といえる部分が上のせられてくるというにすぎない。

先ほどの局長などのお話によりまして、物価調整部分は減税で一千三百七十億円であるというふうにおっしゃいますけれども、これでは生活実感ばかりでなくて、こういう数値を簡単に計算しただけでも、実質的な減税部分というのは全くないといつてもいいくらいであるというようにいわざるを得ないと思つてゐる。この点について政府はどういうふうにお考えになるのか。そしてまた、ほんとうに国民の要求する減税を実行していくという立場に立つならば、この問題に対して今後どういう手だてをおとりにするのか、その点をまず政務次官に御答弁いただきたいと思つてゐる。

○山本(幸)政府委員 課税最低限の問題は、もう先ごろ来からいろいろ御議論いただきました。政府としても今後の特に所得減税についての御示唆をいろいろいただいたように思つてゐる。いまいろいろ数字をあげて仰せられましたが、中身の減

正しい申告をするのだという前提のもとにし組まれている制度である。一方給与所得のほうはそれを前提にしてはおりますけれども、収入基準で一定計算が行なわれるということのギャップから総合的に見るとそういう社会的批判が生まれてきているわけでございまして、その社会的批判を踏まえてなされてまいりました十年來の改正の経緯につきましては、それが正しくない、給与所得控除よりむしろ人的控除のほうにより重点を置いて考えるべきではなかったかという御批判になるかと思いますが、そうであるとするれば、それらの点については、なお広く各方面からの御議論をいただいた上で、今後の改善の方向というものがきめられていかなければならないわけでございまして。その辺は私どももいたしまして、国会なりあるいは与野党の間の御議論の間に進んでいくわけでございまして、何といひましても、現実問題としてこの十年間は大きな声としては、サラリーマンの問題を何とかもって考えるべしということに進んできたのでありまして、その結果が御指摘のような数字になってあらわれてくるということであらうかと思ひます。

○増本委員 そこで局長、クロヨンとかトーゴサンというお話をしましたけれども、結局、そういう問題とか、あるいは給与所得控除を中心にしてそれを引き上げていく、こういう形で国民の世論が高まってきているのは、やはり源泉徴収制度に一つ問題があると思うのです。国税通則法でも、申告納税制度を一つの原則的な制度として置いて、源泉徴収制度というのは、いわば言ってみれば例外的な制度のような形で、通則法自身は規定していると思うのです。ところが、納税者の実際の数からいくと全く違つて、原則が源泉徴収で、申告納税制度はむしろ非常に納税者の数は少ない。そこから、こういう源泉徴収制度というものを前提にすれば、どうしても給与所得控除を引き上げる以外に給与所得者としては実質的な減税に浴せぬし、だからこれを引き上げるという要求になるわけですね。

せんだつても山田委員から、給与所得者についても確定申告の制度を保障するようにせよという趣意を含めた質疑がなされましたけれども、少なくとも、こういう給与所得控除を選択するか、あるいは必ずから必要経費を計算して申告をするという申告納税の方法を選択するかを、給与所得者の選択にゆだねるということをやれば、そういう意味ではもっと、国民自身がみずからの所得をきちんとみずからの力で計算して適正な納税もできるし、納税に対する不満もその面では解決できるということになるんだらうと思うのです。政府も、この給与所得控除については、経費の概算控除だという側面をお認めになつては、経費です。それから、この給与所得者にも申告納税制度を保障していく方向で法改正を検討すべきであるというように思ひます。これは選択制でけつこうだと思ひますけれども、そういう点ではどのようにお考えになつていますか、お伺ひしたいと思ひます。

○高木文政府委員 立法論としては、御意見のような制度も十分考えられると思ひます。ただ、執行論としては、これは非常に基本的な変革なればならぬ。おそろくいまの五万人という税務職員を何倍か、何倍というの、二倍とか三倍という数ではなくてよほどふやすということになれば、公平が保てないということになりはしないか。それはどういふふうに変換されるかということにもよるわけでありまして、選択される方が多ければ、そういうことになつてくる可能性があるわけでございます。その執行論の問題が一つございまして。

かかるという場合があるわけでございまして、そういう方だけが選択をされるということになるわけでございます。平均的な方よりも経費がかかる方だけが選択されることになるわけでございまして、その平均的な方よりもかかる方のものもその経費のうち、個別にいかなる部分を所得を得たための経費として算入することにするかという基準のとり方、これが非常にむずかしいだらうと思ひます。

たとえば一例をあげますれば、学校の先生が図書を買われる、その図書のうちいかなる図書が給与を得るのに必要なものかということになりますと、その図書のうち、教育に当たられるための図書と研究に当たられるための図書、それからいけば趣味でお買いになつてゐる図書、そういうものの分界を、税務職員が行つて、その図書を全部一ぺん見せてくださいということになると、なかなかめんどろな問題が出てくるわけでございまして、これほどいまのサラリーマンの間で、いわばサラリーマンだけが重い税を納めてゐるのではなにかという不満がある現状からするならば、むしろ選択制をとつたらどうだ、選択制をとつても、私が先ほど申しましたように、そう大ぜいの方が選択されるわけでもなからうから、それでも場合によつたら処理可能ではなからうかという意見をなす者も、現実にわれわれの事務屋の内部でもあつたのであります。私も、私どもが考えますには、はたしてそれをやるのに足る基準をいまつくり得るかどうか、そして現在の税務署の職員がそういうことで一人一人の、二千八百万人前後の納税者の方々のうちの何%かの方ではありましようけれども、そういう方に接触をして、この本はだめだとか、なんだとかいふことで接触をすることがいいかどうか、その辺は率直に言つてあまり自信がない、そのほうが公平であるか、社会緊張が緩和されるか、その制度のほうがいいかどうか、自信がないということでございます。

もう一つは、税務署に対する立証技術の巧拙、じょうずかへたかということによりまして、どう

しても差が出てくるわけでございまして。そういうことも考えまして、立法論としては十分あり得る御議論だと思ひますし、全く研究してないわけではないのでございましてけれども、なかなかそういう方向に踏み切つたほうがよさうだということにはなりにくい現状判断でございまして。しかしこの点については、今後給与所得控除がかなり大幅に上がつてまいりますならば、ある程度解決がつくのではないかと、そのような不満がだんだん解消してくるのではないかと、いふうなことでここ数年來きておりますけれども、まだなおそういうことがなかなか解決しない現状において、今後ともやはりサラリーマン課税の最も大きな問題の一つとして、われわれとしても研究しなければならぬ分野であるといふふうに考えております。

○増本委員 きょうの総理の、調整減税といううな形のものも実質的にはやることもあつたし、そういう点で、勤労者、低所得層に対する減税を実質的に確保していくことについては苦勞もしているという趣旨の発言があつたわけでありますけれども、そういう意味からしますと、一つは、所得控除そのものが、そういう概算控除あるいは申告納税にするか、その選択制をとる上で、やはり人的控除が低ければ申告をしなければならぬ人の数が結局はふえるわけですから、そういう申告納税制度の持つ内部的な調査なり事務処理などの税務執行上の能率を確保する上からいって、私は、所得控除を大幅に引き上げるといふことも、現在の税務執行の能率を促進する上からも非常に重要だといふように思ふのです。そういうことも踏まえて所得控除を大幅に引き上げるといふことも、給与所得者について概算控除が必要経費として申告納税で処理するかどうかという選択について今後検討する上では、十分に配慮をしていただきたいといふように考えるわけです。

そこで次に、いまの確定申告の場合でも、あるいは源泉徴収の場合でも、自分の税額を計算する上であまりいろいろな控除が錯綜しているため

に非常にめんどくさい。そればかりではなくて、多くが所得控除になっているために、どれだけ自分の税金が安くなるのかということについて目瞭然とわかるということがないわけですね。ですから一つは、少額のいろいろな所得控除についてはこれを税額控除に変えていくということをやつて、低所得者についてその実質的な減税の利益と効果を及ぼしていくことも方向として考えるべきではないかというように思うのですが、そういう点ではどのようにお考えになつてゐるか、ひとつ御意見を伺いたいと思うのです。

○高木文政府委員　もろもろの控除のときに、いかなる性質のものが所得控除になじむか、いかなる性格のものが税額控除になじむかということに非常にむずかしい問題でございまして、ある種の控除につきましてはある時期においては税額控除で処理をした、それからある時期におきましては所得控除で処理をした。必ずしも、常にこれが絶対に所得控除でなければいかぬとか税額控除でなければいかぬということではないのでございまして、いろいろの議論の末で所得控除制度をとりまして、税額控除制度をとりましていたしておりますし、それからまた時期によりましてそれが変わつたりしております。

そこで、所得控除がいか税額控除がいかという問題につきましては、その目的によつても判断されるべきものでございまして、またおっしゃいますように、税額控除のほうが幾ら引いてもらえたかということがはっきりするといふメリットはあるわけではあります。その一つ一つの項目につきまして新しく制度を設けますときには検討するわけではあります、御指摘は、あるいは現在の所得控除制度を全面的に税額控除制度に変えてはどうかという御意見かと思ひますが、その点につきましては、たとえばもろもろの人的控除を税額控除に変えるということがどういふ結果になるか、いま直ちにここで答えするだけの知識その他少くも十分でございまして、なお今後よく勉強した上でお答えすることにしたいと思ひます。

ただ、複雑さという点につきましてはまさに御指摘のとおりでございまして、何とか簡素なものにならないかというのを考えるのでございまして、簡素なものにするためには、それが所得控除であるか税額控除であるかというよりは、どっちかという基礎的な控除制度を拡充するほうが望ましいのではないかと一ふうに考えておるわけではあります。しかし、そう言つても税は単なる公平だけで片がつかまないので、昨日総理も申しておられましたように、誘導政策に税を使うという議論も出てまいりますと、やはりかえつて複雑になるというあたりで、それをどの辺で調整するかは私も非常に悩んでおるところでございまして、私も私事としてはどっちかという簡素なほうが望ましいと思つてございしますが、やはりいろいろの御要請があつてももろもろの控除ができてきたわけではございまして、そう簡単に簡素だけで片がつかないというところで、理屈はわかりながら、現実問題として、処理としてはどうも毎年新しい控除ができるというようなことで来ております。ちよつと答弁が十分でございしますが、所得控除、税額控除の関係については、簡素化という点ではあまり変わりはないのじやないかというふうに考えております。

○増本委員　きのう局長は、課税最低限というの

はここから課税されるといういわばスタートラインだといふ趣旨のお話をなさいましたね。ところが、課税最低限でここから課税されるというスタートラインから一歩踏み出しますと、税率がいきなり一〇%でどかどかとなるわけですね。きのうの小林議員の質問にもその点が触れられておつたのですが、はつきりとした答弁はどうもなかったように思ふのです。やはり四十万までは一〇%という現在の税率の構造、これをもつと刻みをつけて、そしてそういう点から税負担を軽減していくということも、この際ほんとうに考えるべきではないだらうか。いまの日本の税率構造を見ます

と、言つてみれば急激な傾斜で所得がぐつと上がると、あとずつ七五%の高原状態です。これはやはり課税最低限が低い上に、最初のスタートラインから一歩踏み出すと一〇%の税率がかかるというこの仕組みが、一つは税負担を重くしている原因にもなつてゐると思ふのです。

ですから私は、税率はほんとうに超高度累進で、しかし低所得者に対しては税率の刻みをもつて、しかもかくして、そして税負担を軽減するような構造に変えるべきであるというように思ひますけれども、この点については私はこゝしあたり出るのだからと思つていたのですが、いろいろの関係からことしは税率に手をつけられなかつたというお話ですけれども、どういふようにお考えになり、そのプログラムをいつから実現されようと思つてゐるか、ひとつお答えをいただきたいと思ふのです。

○高木文政府委員　課税が始まる段階の税率を何%から始めるかという問題は、なかなか御議論があるところではございまして、一昨年のいわゆる年内減税のときにもいろいろ御議論いただいたところでございまして。わが国の税率は、御存じのように四十四年以來一〇%になつておりますが、その前の三十九年度には最低税率八%でございました。四十一年に八・五%に直し、四十二年に九%、四十三年に九・五%ということ、四十一年から四十四年まで四年間かかりまして一〇%にしたわけではあります。これは、やはり刻みをあまりこまかくすることが計算上非常に複雑であるといふことで、始まりの税率、私どもの専門のことばで、課税になるところの最初のところという意図で飛び込み税率と言つておりますが、この税率を簡素にしておかないと、このところの納税者の数が非常に多うございまして、そして多くの方

に源泉徴収事務をやつていただく関係がありまして、一〇%であればつまり一けた落とせばよろしいといふことであります、八・五とか九とか九・五といふことになりまして、そろばんを一つ入れなければならぬという問題がありまして、む

しろ一般的には、それならば多少課税最低限の下を思い切つて切つてしまつても、税率を一〇%以下から始めることにしたらどうかということ、一〇%になつておるわけではあります。過去におきましては、その税率の刻みは五%刻みであつたわけではあります、四十一年からいろいろ直してまいりまして、現在二%刻みになつてきたといふことでございまして。このスタート税率を幾らにするかといふことはなかなか問題があるところではあります。

御存じのように、アメリカではスタート税率は一四%でございまして、イギリスは三八・七五という比率でございまして。そのかわりどこまでいつても三八・七五といふことで、一定の付加税がかかるまでは比例税率である。ドイツは飛び込み税率は一九になつてゐるということ、日本の飛び込み税率はよその国に比べると必ずしも高いといふことはいえないわけではあります。前回のいわゆる年内減税のときに、せつかく減税をしまして初めて課税になるところあたりがいきなり一〇%と一〇%といふことについては、四十万円までが一〇%であるといふことについては、いろいろ御議論がございしました。カーブをかくてみますと、そのところだけキョツとカーブが右上がりになりまして、そのところから、そのところがうまくなのじやないかという御指摘がいろいろあつたわけではあります。これは非常に問題のところではありますけれども、いまのところはこれをさらにまた端数をつけたようなものにするとか、あるいは半分にするとか、そういうことはちよつといかか、まあそれをやるならば、むしろそのこまかい税額になりまして、こまかい税額のほうはやはり課税最低限のほうに譲つてしまふというふうなことのほうがいいのではないかと思つたりいたしておるの

でございまして、現在の段階については、この飛び込み税率一〇%を下げるということはお考えしてありません。それから、上のほうの税率につきましては、最高税率がいま幾らであるべきかということでは

いますが、これは現在七五でございますが、御存じのように、地方税と合わせて八〇%でとまることになっておりますが、この七五という税率もしくは八〇という税率は実効税率でなくて、限界税率であるにいたしても、どうも少し重いのではないかと議論もあるわけでございます。かたがた、このいまの七五という税率は、現在は八千円以上が七五になっておりますが、いまから十年近く前、昭和三十一年を見ても、六千円から七千円のところは七五であつたわけでございますから、それこそ当時と今日の物価水準を見ますと、かなり重くなつてきておるわけでございまして、この七五の率をどういふふうにするか、これはいろいろ問題がございます。

しかし、その前に、勤労性所得と資産性所得の負担の問題、分離課税の問題、いろいろございまして、いまのところはちよつとこの税率を動かすのは、最低の一〇、最高の七五という税率を動かすのはなかなかむずかしいのではないかと。刻み、適用の幅を四十万円ずつ広げております。この幅を少しずつ変えていくということは、先ほど高沢委員の御質問にお答えいたしましたように、物価調整減税の思想の中に、片一方においては、課税最低限についてだけ物価減税を見るのでなしに、税率についても見るべきだという御議論がありまして、何年かは一〇という数字と七五という数字は、いまのところは私もちよつと動かす気持ちはないわけでございます。

○増本委員 飛び込み税率といいますが、御存じのとおり、はなから一〇です。ハードルの競争でスタートラインをあけると、すぐいきなりハードルがあつて、バツと飛び込むようなわけで、だから、飛び込みというよりもむしろ飛び上がりみたいな、そういう感じを持つと思ふのです。ですから、私は見解が違いますけれども、もし源泉徴収でそれが煩瑣だということでしたら、それはたとへば半分だつていいと思ふんですね。あるいは四分の一から始めるというふうなことも

いい。だからそこは、設定のしかたを事務の合理化も含めて検討する。これは当然課税最低限を一步でも飛び出した、そういう人たちが主として恩典を受けるもので、そこにはまた給与所得者をはじめ納税者の多くの人たちがいるということを考えれば、そこも政策的な配慮として検討していただきたいということを強く要求したいと思ふんです。

ところで、キャピタルゲインに対する課税の問題が、今国会でも有価証券取引税法あるいは土地税制の問題とあわせて相当議論になってまいりました。今度の所得税法の改正案でも、ゴルフ場の会員権を株式の形でやつた場合に限り、悪名高い九条の十一でしたか、のあそこに加えることになつたわけですが、これをゴルフ場などの株式会員権だけに限つたその理由というのは、一体どこにあるのでしょうか。

○高木(文)政府委員 ゴルフ場が会員からお金を集めて会員にするという形態は、大別して二つございまして、一つは株式制度でなくて、とにかく会費として払い込みを受けて、払い込みになつた方々がそのメンバーになる、こういう方式でやっているゴルフ場と、株式会社を設立して株を発行して、その株を持った方だけが会員になれるという制度でやっているところと二つございまして、さらにその混合形態として、株式会社の株主になつた人だけが一方のまたクラブの会員になり得る。株式会社の株主になれると同時にもう一ぺんある種の会費を払つてクラブのほうの会員になり得る、こういう形態のものもあります。この三種類に分かれております。

そこで、従来の税法の扱いでは、会員権であります。それを売つた者は、売つてキャピタルゲインが実現いたしますと、譲渡所得になるわけでございます。ところが株式形態の場合には、例の株式の譲渡所得の非課税の関係で課税にならぬということになります。ところが、一般にゴルフ場の会員権というのは、最近はかなり一般的に取引されておりますが、どこかのゴルフ場に入るため

に会員権を買う。あるいは株を買うという方から見ますと、どこのゴルフ場が株式組織であり、どこのゴルフ場が会員組織であり、どこのゴルフ場が混合形態であるか、なかなかわからないということになっておまして、現実問題としては会員組織になっておるところについてのみ雑所得としての課税が行なわれるということについて、きわめて奇異な感を受けられて、何かゴルフ場の会員権は非課税だという話だつたが、どうしたんだというふうな批判が出てくるわけでございます。

実は、今回ゴルフ場の株式について課税のほうに持ち込むことにいたしましたのは、最近どうもひどくゴルフ場の株式の値段が上がつていふ事例がございまして、その上がつておるのはどういふ場合かと申しますと、必ずしもそのゴルフ場が非常にいいゴルフ場で愉快にプレーができるからというので上がつていふのではなくて、そのゴルフ場の周辺が都市化してきて、その財産価値が高さうだといふことから上がつてきたというものが非常に多いわけでございまして、したがつて、その株券はゴルフ場の株券なのか土地の分割所有権みたいな経済実態なのかということが問題になつてまいりました。そこで今回、土地の譲渡所得について非常に重課制度をしくことになりましたことと関連いたしまして、かねがね問題でありましたゴルフ場の会員権については、株式方式であろうと会員方式であろうと、一切課税ということにするために改めさせていただきますという提案でございます。

○増本委員 ゴルフ場の株式の会員権だけこれをキャピタルゲインで課税する。ほかの株式を含む有価証券のキャピタルゲインについては相変わらず二十万株、五十回のこの制限ではほとんど有名無実だ。この証券譲渡の譲渡益に対する課税についての政府側のこれがやろうと思つてもできない理由というのは、この捕捉が困難だということの一点にいわば尽きてきているように思ふのですけれども、これはそういうことでよろしいわけですか。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。ゴルフ場の会員権等につきましては、ゴルフ場のほうでそれが会員であるかということもはっきりしておりまして、それから、いつその方が会員になられたかということがはっきりしておりますから、取得原価がほぼ想像がつくわけでございまして、だからからだれに売られたかということについては、譲渡事実そのものがかなりはっきりしておりますし、もう一つは譲渡原価がはっきりしておりますから、そこでキャピタルゲインの額が確定するわけでございまして、その意味において把握可能である。ところが一般の株式は、どなたがどなたに幾らお売りになったかということがなかなかわからないというところが一つ、その株は一体いつどの時点で買われたか、したがつて取得価格が幾らであつたかということ客観的に把握することが非常にむずかしい。その把握の困難ということが、この株式譲渡所得の非課税を余儀なくされている基本的理由でございます。

○増本委員 そうしますと、ゴルフ場の株式会員権ですね、この場合には、何かゴルフ場から資料集を出させることになるのですか。その点はどういふぐあいになるのですか、捕捉の点は。

○高木(文)政府委員 立法にあたりまして関係の方々といろいろお話をして、いま協力を求めているところでございますが、特に資料を出していただかなくても、要するに関係会社には会員名簿が大体できております。それで、通常の事業会社の株主名簿というものもございまして、株主名簿に登記されている方と実際に持つていらつしやる方とは普通の会社の場合には非常に違ふ。つまり株主権を行使する、あるいは配当受領権を行使するということを目当てとしていられる株主さんはちゃんと株主名簿に名前の明確化をしておりますけれども、そうでない株主さんが一般の企業の場合にはたくさんおられる。ところがゴルフ場の場合は、まあいまのところは、大部分の方がプレーをするという目的でやつておられますからして、少なくとも現段階では御本人の住所、氏名その他が登録されておりますし、名義書きかえの場合には大体名義

書きかえ料制度がありますので、名義書きかえ料の支払というようなこともあるものですから、ゴルフ場のサイドとしてはそういうことについて協力しても別段何ら差しつかえ——何らということでもないかもしれないが、差しつかえないということ、そういう移動について資料等というところになりますかどうということになりますかわかりませんが、こちらが調べに行ったら見せていただくとか、あるいは先方から定期的に出していただく、いずれにしても協力をいただけるという前提になっております。

○増本委員 会員名簿を見に行くということになるのかあるいはゴルフ場会社から任意の資料等として出させるのかというのは、これはだいぶやり方が違いますね。これを正確に捕捉する上では、少なくともこれは法定資料等じゃないですからね、何らかの形で出させるということ、任意資料等にしても出させるということを保証しないと、これは実効をはかることができないだろうと思うのです。

あえてほかのキャピタルゲインに対する課税については目をおつむりになっていながら、これだけは出すということになると、これについては捕捉が可能であるという一定の確信をお持ちになった上でおやりになっているだろうと思うので、それだったら、それは一体どういう手だてでやろうとしているのか。これは局長よりもあるいは部長のほうがいいかもしれないけれども、ひとつどういう手だてを考えておられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○吉田説明員 新しく課税になります株式の問題もございしますが、従来から譲渡所得の対象になっております会員権の問題もあるわけございまして、私どももいたしましては、現在関係のゴルフ場の方、あるいはその協会の方とお話し合いたしまして、任意の協力というかこうで資料をいただいておりますこととございまして、現在の段階では非常に協力状況はよろしゅうござい

ます。○増本委員 そうすると、この株式会員権の場合もそういう任意の資料を提出してもらって、こういう形でやっていくということなんですか。

○吉田説明員 現在は協力状況がわりあいよろしいものですが、そう考へておりますが、いろいろ問題がありまして、そのときまた検討してみたいと思ひます。

○増本委員 そこで、このほかの有価証券の譲渡益について、これは捕捉が困難とおっしゃっておるわけですが、これはほかの有価証券についてお証券会社に少なくとも売買の報告書とか特に最近オンラインシステムが採用されてすべて本店に集中され、コンピュータも採用されてコード番号でもはつきりしている。だから架空名義であるうと、コード番号はちゃんとしているわけですから、それに基づいて一定の作業さえすれば、キャピタルゲインを捕捉するという難問は相当程度解決できるんじゃないだろうかというように考へるのですけれどもね。その点については主税局なりあるいは国税庁では検討されていないんでしょうか。

○高木(文)政府委員 まず株券については、ゴルフ場の場合と違ひまして、一般の株券は量が多いので、きつて多量にございまして、しかもそれは極端な場合には、きのう買って値上がりを持ってすぐきょうまた売るということとございまして、株券の量が多いのみならず、取引の量が猛烈なる量とございまして、そこで、これを何らかの形でとらえなければならぬということになりますと、考えられる知識としては、一定量のものに限り、いまの何回何万株ということとなく、一回の取引量が非常に大きいものに限りということにすれば事務量をそんなに負担を証券会社にかけず、また税務署側にもそう負担にならない、可能ではないかということが一応考へられるわけですが、もし一定量取引以上の株の取引だけを、たとえば届け出制度なり登録制度なりにするということと考へますならば、必ず一定量、XならX量とときめまして制度をきめますればXマイナスの株券が売買さ

れる、こういう制度になっていきますので、どうも量で限るのではうまいということになってきまして、そこでどういうふうにしたらよろしいかというのをたいへん苦慮しているわけでありまして、現在の五十回、二十万株というもので、事の性質上それはいわゆる株の単純な譲渡というよりはむしろ事業所得なり雑所得に類するもの、商売として株を売ったり買ったりしているんだというところがあるというところであつた、何となく動くかないということとありますので、何とかこの株の取引を捕捉をするということにつきましては、いまの五十回二十万株のような思想を若干発展をさせていく方法が、当面は一つのアプローチをする道ではないかと思つておるわけとございまして、実は私自身は、昨年で得るならばそういうことをもう少し詰めて研究したいと思つておりましたが、非常に恐縮でございまして、いろいろな改正の法がございまして関係もございまして、率直に申しまして、なかなか手が回りかねるということ、結論までに至りませんでした。しかし、この問題は、われわれとしていつまでも放置できない問題でございまして、この技術を何か開発をしなければならぬというふうに考へております。

と同時に、もう一つは、仮名あるいは無記名で取引されますので、仮名で取引されますとほかの名前を使われた方に迷惑がかかる。よくありますのは、電話帳を使って、電話帳の適当なページの名前を書いて取引するということがありますので、うっかりなかなかな使えないというところで、名前そのもので分別できないというところで、関係ない方に迷惑をかけてしまうという危険が非常にありますので、そこを考へ、さらに言つてみれば、業界の問題の考へ方について漸次改めたらうことを考へながら、何とかこの入り口を見つけないと考へておりますけれども、ゴルフ場の株式のように簡単にはいかないと思ひます。

○増本委員 ちょっと有価証券取引税の税務執行上の扱いを伺いたいのですけれども、これは御承知のように、申告による納付とそれから特別徴収による納付と大体二つの種類、それから御本人さんが印紙によって払う場合とあるわけですね。これについては、法律によると、それぞれ政令で定めた様式の納付書とか、あるいは有価証券取引高書ですか、というようものを税務署長に提出をするということになっていきますね。これはそのとおりでよろしいわけでしょうか。これはそのとおりでよろしいわけですね。それはどこでこのセクションでやっているのですか、それぞれの税務署では。

○吉田説明員 直税系、資産税の部門でやっております。

○増本委員 そうすると、なお都合がいいですね。証券会社には記帳の義務がある。この有価証券取引税法の二十二条には質問検査権も保障されている。問題は、このほかのそれぞれの有価証券取引税を納付するときに税務署長に提出する書面の様式は、この政令の四の四の二で、譲渡価格を記載するようになっておるわけですね。この政令を改善して、たとえば取得価格についても、証券会社がそれを扱っている場合には、その譲渡した株の取得価格についても明らかにするわけですから、それまで記載させるとかいうことをやると、かなり譲渡益の実体をこういう側面からも捕捉することが可能になると思ひますので、こういうふうにして捕捉の方法をいろいろいま検討すべき段階にきているんだと思ひます。

ですから、こういう徴税の方法を事ここまに一体検討するたてまえでやっておられるのかどうか、この点はどうなんですか。ただ有価証券の譲渡益については捕捉が困難だからもうだめだということだけで終わつたんでは、国民のこのキャピタルゲイン課税の悲願をいつまでも果たせない。そうして資産所有者はもういつまでもぬくぬくして大もうけをし、過剰流動性まで問題になるといふことだと思ひますけれども、その点は

いかがでございましょうか。

○吉田説明員 ただいま御指摘の特別徴収による納付の四条の二の場合は、御案内のように有価証券の取引をまとめて全部一括してやります。先生のおっしゃいますように、具体的な譲渡者あるいは譲受者というわけで、たとえば個別の場合の印紙納付の場合のようにすると非常に手数がいへんでございまして、現在の特別徴収の場合には御承知のように一括まとめてやっておりますので、それをこまかく個々の取引に分けてやるということとはやっております。

〔大村委員長代理退席 木村(武千代)委員長代理着席〕

○増本委員 四条のこの申告書の場合でも、これは取引税だけのことを考えていますから、この「譲渡価格の合計額」というように四条の二号でも書いてあるし、四条の二の二号の場合もそうだし、それから七条の証券会社の記帳義務についても同じような、価格や数量、約定年月日、受け渡し先、受け渡し年月日というように、譲渡するそのことは書いてあるけれども、これは政令ですから、大蔵省が、政府がその気になってこういう点についても一定の改善を加えることによって、私はキャピタルゲインの捕捉もそういう面では改善されてくるというふうに思っています。だから、そういうところも、まあこれは一つの例なんです、たとえばこういうこともあるということです。それからコンピュータも採用されるようになって、コード番号で、もう偽名を使つていようと名義貸しをしていようと、コード番号は動かないわけですから、そういう点では、たとえば一年、二年、三年ぐらいの間にそれを報告書を整理させて、そうしてやっていけば、あとはその同じコード番号でこの株の入ってくるものと出ていくものとの関係は、これは報告されればあとはわかるわけですから、そうすれば捕捉は、最初のスタートは確かに一定の事務が煩瑣でたいへんかもしれないけれども、そこで腰を据えてやれば、あとはかなり捕捉が楽になるし、徴税能率もあがっていくんじゃない

ないだろうか。だから、そういう点も含めてひとつ検討してほしいと思うのですが、いかがです。

○高木(文)政府委員 御指摘のようにいろいろな方法でいろいろな入り口をさがそうとしておりますから、いま一つのサセションをいたしたいわけでございますので、よく研究していきたいと思

います。ただこれは、譲渡価格そのものは証券会社が当然知っておりますからいいのだろと思ひますが、その原価ということになりますと、これは一人一人のお客さんの問題になりますのでうまくいくかどうか。また現在この所要の方式をどの程度どういう事務所がやっているか。いまコンピュータ等もありますから、やりようによってはできるかもしれませんし、そのあたりのところを含めまして、もう一度その辺をよく勉強いたします。

○増本委員 これは、だからそういう意味でいろいろ捕捉についての徴税技術は、やはり科学的にきめこまかに本気になって検討していただきたい。そうすればこういう——言ってみれば国民の批判は九条の第一項の十一号。これは政令でやっている問題も含めて二十万株五十回というのほまやかしだ。だからこれを削除して堂々とやはり課税していくというたてまえで私は考えていくべきだということに思っています。だから、そういう点を強く要求したいというふうに思っています。

だいぶ時間が過ぎてしまったので、はしょってあと一つの問題だけちょっとお答えをいただきましたと思うのです。

それは事業主報酬制度の問題であります。この事業主報酬制度につきましては、これはかねてから中小零細業者を含めまして、自分たちの事業所得の中には勤労部分が当然含まれている、これに対しては給与所得と同じように扱って、あるいは自家労賃はちゃんと経費として扱って、こういう要求と運動が前提にあったんだらうと思うのです。ところが今回のこの制度を見てみると、それをそのまま実現するという

のではなくて、何か一口で言うとなし法人にして、いままで中小零細業者が自分たちの報酬とか給与所得に見合う部分を何とか確保しようというので法人成りしていた、これをいわば所得税という木に竹をつぐといったような形で、言ってみればみなし法人成りという制度を制度として新たにつくってしまった、こういうような結果になっているというように言わざるを得ないと思うのです。これはむしろうしろを向いて自由民主党に質問をしたほうがいいのかもしれない。ですけれどもこれは政府の提案でありますから……。ですから、これはほんとうに中小業者の要求をすなおに正當に反映したものでなくて、何か別の制度みたいになってしまったというように思うのですけれども、まずこの制度の目的は一体何なのかという点をお答えをいただきたいというふうに思います。

○高木(文)政府委員 事業所得者の問題がいろいろありまして、その中で一つの流れは、いま御指摘になりましたように、事業所得者のその所得は勤労のたまものである。お店をやっておられて、物を売ったりつくりたりという場合に、これはまさに労働のたまものである。したがって、この勤労性所得の性格を持つ事業所得について何らかの形でその勤労性を認めようという主張がある。これが一つの流れであります。それからもう一つの全く別の流れとしては、個人事業所得者の中で法人経営でやる場合と個人経営でやる場合とで税法上の扱いが違い過ぎるので、しいて商法の規定による法人方式でなくとも税法上法人扱いしてもらってもいいではないかという主張の流れがございます。前の流れのほうの事業所得における勤労性を認めようという問題については、これは実は私も認めたし、これは非常にむずかしい御要求であるというか、御要請であるというか、扱いにくい問題なのでございます。御存じのように、所得税は利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得等十種類の所得に分かれておりまして、十種類の所得ごとに経費の計算方式その他がきまっておりますので、その所得税の中で、いわば十種類

のものの中で一番中心的なもの、あるいはもとをなすものが事業所得でございます。その意味は事業所得というのは資産からなるものの所得と労働からなるものの所得が分離不可能だ。お店があつて、そこで事業をして所得があつてくるという場合に、そのお店の資産、いろいろの意味での資産、固定資産なりたな卸資産なりの資産、そういうものから生まれてくるものと、その方の労働自身から生まれてくるものと、それが合体して所得が発生してくるところに事業所得の特色がございます。その事業所得の特色こそ考え方として、所得税の中心をなすものであります。したがって、事業所得を二つに分けて、勤労性所得と資産性所得とに分けていこうということになりますと、実は現在の所得税法のものの考え方といひますか、組み立て方が全部分解をしていくことになりまして、非常に長期の問題といひます。全く発想を変えた考え方としては考えられないわけではないといえるかもしれませんが、この事業所得を二つに分けて勤労性部分と資産性部分に分けるといふ考え方をとれということとは、所得税を全面的に組み立て直しませんと、なかなかできないものではないかというふうに私は考えるわけでございます。

ところが、一方の商法の規定による法人でなくとも税法上だけは法人と同じような扱いにしてはどうかという考え方につきましては、いろいろ問題があるわけでございます。いろいろ問題があるわけでございますが、こちのほうは全く実現不可能だということではございませんし、まあ町でお店を並べて二軒の八百屋さんなら八百屋さんがあつて、片一方が個人組織で片一方が法人組織だという場合に、片一方が個人組織の場合の租税負担と、片一方が法人組織の場合の租税負担とは、家族の方のところまでは専従者控除といふことである程度バランスがとれていくわけでございますけれども、経営者御本人の税負担についてはバランスがとれなくなってくる。片一方の累進税率構造と、片一方の比例税率構造との関

係で、バランスがとれなくなってくる。そのあたりについては非常に複雑な規定にはなりませんけれども、それを自分は税法上だけは法人にしてくれというのなら、それはまあ、かなりむずかしい問題でありますけれども、やってできないことはない。そこで、そもそも青色申告制度というのは、スタートが、単に税が軽くなるということが目的でなくて、経理の内容を明確にすることが目的であり、経理の内容を明確にするということの一つの主眼は、いわばお店の勘定と個人の勘定といえますか奥の勘定とを分離する点にあり、青色申告制度の本来の意味はそこにあるということだんだん突き詰めていきますと、その分離が可能であるならば、商法上の法人でなくても、税法上の法人といえますか、そういう形で処理をすることも不可能ではない。しかし、それはいろいろ問題があることでございますので、所得税法そのものを直すということではなくして、政策的に臨時的にやるといふ意味もあり、特別措置法上の手段としてこういう道を開く。それで、五年間なら五年間ということをやりますと、御審議をお願いいたしておるわけでございますが、その間やってみて、それがうまくいけば、またそれに応じていろいろ考えていったらいいのではないかとということにしたわけでございまして、今回の事業主報酬制度の考え方は、ただいま御指摘のような考え方と入り口のところで若干違ひまして、勤労性所得についての配慮ということも考えておりませんで、事業形態による法人、個人の差異を解消しようということから出たものでござい

御本人の勤労性所得の部分についてはどうにもならない、何とかしてくれという要求は依然として強かったと私は思うのです。しかし、これが現在の税体系の中でのなかなか実現がむずかしい。確かにその運動の中では、事業所得と給与所得とに分離して申告するなどということをやって、直税当局との間に緊張関係をもちた時期もあつたわけですね。

それくらいに問題は深刻であつたのに、それができない。というのは、現在の税体系が、先ほどもお話ししたように、給与所得については源泉徴収が厳然としてある。だから、一つの事業所得としてきめてしまつて、それについて勤労性所得とそれ以外の資産性の所得とに分けて考えるということができないという問題も実定法の上からや

をとつてくれという形で、一歩下がったところの妥協的な提案として出てきたんじゃないだろうか。それを、実は政府が今度のみなし法人という形でつかまえてしまつた。ですから、事実からいつても、たとえば青色申告会が昭和四十七年七月二十八日に政府に対して要望と反論をしていますけれども、それを見て、あまりに政府の壁が厚いから、事業所得と合算して課税してくれという要求、それから人格なき集団として法人税が適用できるような、そういうことも考えてくれという要求、もう一つは、これは相当問題ですけれども、中小企業税法のようなものを制定して救済してくれという要求、こういう三つのやり方が可能であるという形で、やはり事業所得と勤労性所得とを合算して課税してくれ、そういう道を開いてくれというのが青色申告会の第一の要求であつたと思つた。それにもかかわらずみなし法人課税という制度にしてしまつた。こうなると、中小業者の勤労性所得を給与所得として保障してくれという要求に対して、それを取り入れるような形で、実際には中小業者の間の法人と個人の課税の均衡をはかるという別のほうに政策重点を置いてしまつて、結局中小業者の要求は十分に

と

御本人の勤労性所得の部分についてはどうにもならない、何とかしてくれという要求は依然として強かったと私は思うのです。しかし、これが現在の税体系の中でのなかなか実現がむずかしい。確かにその運動の中では、事業所得と給与所得とに分離して申告するなどということをやって、直税当局との間に緊張関係をもちた時期もあつたわけですね。

それくらいに問題は深刻であつたのに、それができない。というのは、現在の税体系が、先ほどもお話ししたように、給与所得については源泉徴収が厳然としてある。だから、一つの事業所得としてきめてしまつて、それについて勤労性所得とそれ以外の資産性の所得とに分けて考えるということができないという問題も実定法の上からや

をとつてくれという形で、一歩下がったところの妥協的な提案として出てきたんじゃないだろうか。それを、実は政府が今度のみなし法人という形でつかまえてしまつた。ですから、事実からいつても、たとえば青色申告会が昭和四十七年七月二十八日に政府に対して要望と反論をしていますけれども、それを見て、あまりに政府の壁が厚いから、事業所得と合算して課税してくれという要求、それから人格なき集団として法人税が適用できるような、そういうことも考えてくれという要求、もう一つは、これは相当問題ですけれども、中小企業税法のようなものを制定して救済してくれという要求、こういう三つのやり方が可能であるという形で、やはり事業所得と勤労性所得とを合算して課税してくれ、そういう道を開いてくれというのが青色申告会の第一の要求であつたと思つた。それにもかかわらずみなし法人課税という制度にしてしまつた。こうなると、中小業者の勤労性所得を給与所得として保障してくれという要求に対して、それを取り入れるような形で、実際には中小業者の間の法人と個人の課税の均衡をはかるという別のほうに政策重点を置いてしまつて、結局中小業者の要求は十分に

と

と

御本人の勤労性所得の部分についてはどうにもならない、何とかしてくれという要求は依然として強かったと私は思うのです。しかし、これが現在の税体系の中でのなかなか実現がむずかしい。確かにその運動の中では、事業所得と給与所得とに分離して申告するなどということをやって、直税当局との間に緊張関係をもちた時期もあつたわけですね。

それくらいに問題は深刻であつたのに、それができない。というのは、現在の税体系が、先ほどもお話ししたように、給与所得については源泉徴収が厳然としてある。だから、一つの事業所得としてきめてしまつて、それについて勤労性所得とそれ以外の資産性の所得とに分けて考えるということができないという問題も実定法の上からや

をとつてくれという形で、一歩下がったところの妥協的な提案として出てきたんじゃないだろうか。それを、実は政府が今度のみなし法人という形でつかまえてしまつた。ですから、事実からいつても、たとえば青色申告会が昭和四十七年七月二十八日に政府に対して要望と反論をしていますけれども、それを見て、あまりに政府の壁が厚いから、事業所得と合算して課税してくれという要求、それから人格なき集団として法人税が適用できるような、そういうことも考えてくれという要求、もう一つは、これは相当問題ですけれども、中小企業税法のようなものを制定して救済してくれという要求、こういう三つのやり方が可能であるという形で、やはり事業所得と勤労性所得とを合算して課税してくれ、そういう道を開いてくれというのが青色申告会の第一の要求であつたと思つた。それにもかかわらずみなし法人課税という制度にしてしまつた。こうなると、中小業者の勤労性所得を給与所得として保障してくれという要求に対して、それを取り入れるような形で、実際には中小業者の間の法人と個人の課税の均衡をはかるという別のほうに政策重点を置いてしまつて、結局中小業者の要求は十分に

と

と

御本人の勤労性所得の部分についてはどうにもならない、何とかしてくれという要求は依然として強かったと私は思うのです。しかし、これが現在の税体系の中でのなかなか実現がむずかしい。確かにその運動の中では、事業所得と給与所得とに分離して申告するなどということをやって、直税当局との間に緊張関係をもちた時期もあつたわけですね。

それくらいに問題は深刻であつたのに、それができない。というのは、現在の税体系が、先ほどもお話ししたように、給与所得については源泉徴収が厳然としてある。だから、一つの事業所得としてきめてしまつて、それについて勤労性所得とそれ以外の資産性の所得とに分けて考えるということができないという問題も実定法の上からや

をとつてくれという形で、一歩下がったところの妥協的な提案として出てきたんじゃないだろうか。それを、実は政府が今度のみなし法人という形でつかまえてしまつた。ですから、事実からいつても、たとえば青色申告会が昭和四十七年七月二十八日に政府に対して要望と反論をしていますけれども、それを見て、あまりに政府の壁が厚いから、事業所得と合算して課税してくれという要求、それから人格なき集団として法人税が適用できるような、そういうことも考えてくれという要求、もう一つは、これは相当問題ですけれども、中小企業税法のようなものを制定して救済してくれという要求、こういう三つのやり方が可能であるという形で、やはり事業所得と勤労性所得とを合算して課税してくれ、そういう道を開いてくれというのが青色申告会の第一の要求であつたと思つた。それにもかかわらずみなし法人課税という制度にしてしまつた。こうなると、中小業者の勤労性所得を給与所得として保障してくれという要求に対して、それを取り入れるような形で、実際には中小業者の間の法人と個人の課税の均衡をはかるという別のほうに政策重点を置いてしまつて、結局中小業者の要求は十分に

と

と

御本人の勤労性所得の部分についてはどうにもならない、何とかしてくれという要求は依然として強かったと私は思うのです。しかし、これが現在の税体系の中でのなかなか実現がむずかしい。確かにその運動の中では、事業所得と給与所得とに分離して申告するなどということをやって、直税当局との間に緊張関係をもちた時期もあつたわけですね。

それくらいに問題は深刻であつたのに、それができない。というのは、現在の税体系が、先ほどもお話ししたように、給与所得については源泉徴収が厳然としてある。だから、一つの事業所得としてきめてしまつて、それについて勤労性所得とそれ以外の資産性の所得とに分けて考えるということができないという問題も実定法の上からや

をとつてくれという形で、一歩下がったところの妥協的な提案として出てきたんじゃないだろうか。それを、実は政府が今度のみなし法人という形でつかまえてしまつた。ですから、事実からいつても、たとえば青色申告会が昭和四十七年七月二十八日に政府に対して要望と反論をしていますけれども、それを見て、あまりに政府の壁が厚いから、事業所得と合算して課税してくれという要求、それから人格なき集団として法人税が適用できるような、そういうことも考えてくれという要求、もう一つは、これは相当問題ですけれども、中小企業税法のようなものを制定して救済してくれという要求、こういう三つのやり方が可能であるという形で、やはり事業所得と勤労性所得とを合算して課税してくれ、そういう道を開いてくれというのが青色申告会の第一の要求であつたと思つた。それにもかかわらずみなし法人課税という制度にしてしまつた。こうなると、中小業者の勤労性所得を給与所得として保障してくれという要求に対して、それを取り入れるような形で、実際には中小業者の間の法人と個人の課税の均衡をはかるという別のほうに政策重点を置いてしまつて、結局中小業者の要求は十分に

と

と

いということになっておるわけでございます。

○増本委員 そうすると、これは中小業者の勤労性所得を保証するというスタートに立ったけれども、結局はこの制度の実態は、中小業者の法人の場合と、それから個人の場合との税の均衡をはかる、この点を重点に置いた制度である、こういうように理解をしてよろしいですか。

○高木(文)政府委員 そのとおりでけっこうでございます。スタートに置いたと、こう言われましたが、まあそれをスタートに置くことが正面からぶつかるわけでございまして、むしろスタートは、いわば店の勘定と奥の勘定とを分離可能な経営体において法人税負担形式をとる場合と、所得税負担形式をとる場合の実質的負担の均衡をはかるという考え方でございます。

○増本委員 そこで、これはもう所得税の法体系からも、それから法人税の法体系からも全く違つた、何かあいのこみたいな制度になっている、こういうことになつておるのですね。法人でもないのにみなし法人として課税をし、そしてそのほかにみなし配当所得として所得税をやつぱり課税をされる、いわばこういう三重の課税手続を経ることになる。これは全く現在の法体系、税制度との関連では、それは全く切り離された特別の制度である、体系上はそういうように考へてよろしいんですか。

○高木(文)政府委員 全く別だと考えますか、あるいはちょうど所得税と法人税の中間のようなものを一つ、みなし法人、みなしという擬制を使いまして組み立てたということであらうかと思ひます。ただ、いま何か、何回も課税になるようなお話でございましたが、それはそういうことではなくて、給与であればその部分は源泉徴収の問題はございしますが、その他の部分は課税という行為がそこで起るのではなくて、計算上そういう式の計算をして申告をするという過程があるわけでございします。

なお、諸外国におきましても、この法人と個人

のまたがりのところは非常にいろいろ悩んでおるところでございします。と申しますのは、所得税は、程度の差こそあれ比例でなしに累進税率を何らかの形式でとつておりますし、法人税のほうはいずれの国におきましても大体比例税率をとつておりますから、比例税率と累進税率のクロスポイントをどう見つけるかということでも各国とも弱つておるわけでございしますが、特にわが国の場合は累進のほうの税率の区分がこまかくできておりますから、さっきのイギリスのように、飛び込み税率が高いかわりにずっとそのブラケットがものすごく広いという場合はあまり問題は少ないんだらうと思ひますけれども、税率区分を多くして総合にしますと、そのクロスポイントをどうするかという問題はどうしても出てくるわけでございします。

(木村(武千代)委員長代理退席、大村委員長代理着席)

アメリカでは、みなし法人とみなし個人と両方あったのでございしますが、現在はみなし個人のほうの制度が残つておりましたが、みなし法人のほうの制度はあまり実益がないというので、現在はやめております。その辺の問題は、税制が基本的に比例税制か累進税制かという制度をとる以上は、どうしてもそのまたがりのところはどうかするかどうかという問題は出てくる問題だと思ひます。

○増本委員 そこで、みなし配当という考え方をすけれども、いつてみれば、これはみなし法人だとしたも、社外流出しているわけじゃないんですかね。これをみなし配当として考へるといふようなこととか、それからもう一つは、資産の運用所得者についても、不動産などの資産運用者について、これは青色申告者であればできるわけですね。勤労性の所得が全然ない資産所得の人間にもこういう点を認めているというような矛盾は、これは一体どういうふうにお考へになつておるわけですか。

○高木(文)政府委員 まず第一に、みなし配当といふのはこれはどういう意味かと申しますと、先

ほども例に引きまして、百のうちで六十を引いて残りが四十だ、四十については何かの形において法人税率に対応する税率のもので一ぺん税額計算をやる必要があるわけでございしますが、御存じのように法人税には留保に対する課税と配当に対する課税がございします。大法人でいへば、よくいわれます三六・七五と二六・二種類あるわけでございします。その四十の部分にどちらの税率で課税をするか、法人扱いをするという場合にこういう問題があるわけですが、これは何といつても一人の人の話ですから、一ぺん給与計算をしたといつても、残りの部分の税引き後の所得というものと、この給与として扱つた部分の中から消費を引いた部分とは合算してその金庫の中に入つておる。その部分は、こつちの部分は法人の金であり、こつちの部分はみなし給与から出てきた金であるといふことは、とても分別ができません、こういうことになりまして、一応そこをどう配当と考へるか、留保と考へるか非常にむづかしいところと考へてございしますが、まあ低い税率である配当といふばみなして、そこで三百万円以下ならば二二だといふことで税率計算をする。しかし、それはまさにいま御指摘のように、配当のように社外に流出——社外にどうか、その個人から外へ出ていくわけではないものですか、配当と概念でまきみせんの、みなし配当といふことで、単に法人における低いほうの税率、配当に課税されるべき低いほうの税率を適用するという趣旨でみなし配当といふ概念を使つておるわけでございします。

それから、資産所得といわれませんが、そこはこれまた非常にややこしいことになつておりますが、あくまで事業所得者についての特別措置でございしますから、事業所得のない方のいわば資産から生まれてくるところの所得については、このみなし法人制度は働いてこないわけでございますが、この事業所得をやつていらつしやる方の場合には働いてくる。そこは法人と同じにしてくれといふことだものですから、それを考へてみますと、法人が資産を持つておつて、ものをつくつたりも

のを売つたりすることは全くしないで、そして法人が不動産から何らかの所得を得ておるといふ場合を一つ考へてみて、それと個人との関係を考えてみますといふと、法人の場合にはすべてが営業行為であるという前提に立つておりますからして、そして所得分類のような概念が全くありませんから、そこで法人の不動産賃貸業の場合と同じように個人の不動産賃貸業についても、これは事業主配当制度を採用すればみなし法人課税制度を採用できる、こういう仕組みにいたしております。

○増本委員 そうしますと、この不動産などの所得の場合ですけれども、所得税法の九十六条から百一条、世帯が資産所得を有する場合の税額の計算の特例といふのがありますけれども、これとの関係では、事業主報酬制度をとるとどういふうがいになるのでしょうか。たとえば事業主が資産を持つておる。それで事業主報酬制度を採用する。配偶者や世帯も持つておる。こういう場合の関係はどういうように処理するのですか。

○高木(文)政府委員 簡単に申しますと、みなし配当所得については九十六条以下の資産合算所得が適用になる仕組みにいたしております。——すみません、いまのをもう少し正確に申しますと、不動産所得そのものの全体が資産合算の対象になるのじゃなくて、不動産所得であつてもそれについてみなし事業主報酬制度、みなし法人制度が適用になりましたならば、そのみなし配当になつた部分だけ資産合算のほうへ引ひつてくる、こういう仕組みにいたしております。

○増本委員 あと、また検討しまして、それで質問できる点があつたらその点についてさらにほかの委員との関連で質問させていただくようにしたいと思ひますが、では、この資産合算の点はいちよつとあれして先に進みます。

これは、事前に報酬の額として定めた額や月割額にかかるとの経理の期日その他を税務署長に届け出をするという、こういう制度になつておりますね。そこでこの届け出をしたあと事業が非常にうまくいき、報酬額をその年度の途中で引き上げたいと

いうような場合の手だてについてはどういようになるのですか。

○高木(文)政府委員 もともとこの事業主報酬制度の御要請がありますときに、私どももいたしましては非常にむずかしいではないかということを書いた点の一つとして、自分で自分の給料をきめるというのはいくどいうことでございましょうか、たとえ小さい企業であっても、法人企業の場合には経営者の給料なり賞与なりというものは一応形式的には株主総会とか取締役会とかいう機関を通じて決定されるわけでございますが、個人の場合は自分のからだを二つに分けるわけにはいかないで、自分で自分の給料をきめるということではできないのではないかということで、当初、昨年当時は非常に反対をしておったわけでござい

す。今回の場合にも、給与部分とその他の部分と分けるといいますが、給与部分をどうやって分けるかというのが難点の一つだったわけでございす。そこで給与を適当に操作をして年度が経過をいたしましてから、翌年の三月の十五日に、申告時期になってから、実は去年の自分の給与は幾らであるということについて一番有利なポイントを求めるということにしたのでは、これはまた法人と違つたことになる。法人の場合では何らかの形で客観的に給与がきまってるわけでございすから、法人と同じ扱いにしてくれという以上はやはり法人と同じように事前に給与がきまってるということではなけりばまずからう。そこで税務署に届け出るということを通じて、ある時期に自分で給与をきめてそれを前提にして事業をやられるというものであれば、まあまあ何とかいかなうふうにならねばならぬとございすので、あとになって年度の途中に、どうも事業の成績がよくないから給与を減らすことにしようとか、非常に成績がいいから給与をふやすことにしようとか、ということとそこでフレキシビリティを持たせるといふことになりまうと、いわば秩序がなくなつてしまふということになりますので、現在の

段階では、前年の末までに来年はこういう給与を私はとるという前提のもとに計算しますということとを届けてもらうことにしておいて、途中で変更するということとはだめだという前提になっております。そこはもとも自分自分の月給を適当な時期に適当にきめられるということになっては何とも計算のしようがないということとございすので、そういう前提をとったわけでございす。

○増本委員 そうしますと、たとえばこの事業はまず報酬が適正であるかどうかということと、事業主である納税者が自分できめて届け出すれば、そのままそれを受理するという立場でこの問題は処理されるのですか。それとも、いま法人で、行政指導で、同業種、同規模あるいは類似の事業法人とのからみ合ひで、あなたのところはどのくらいにいたほうがいいだろうというふうな手だてもやっているようですけれども、そこらの関係は、まず過大報酬かどうかというこの判定の前に、適正な報酬額というのはどういうふうにして対比されようとしているのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 基本的には法人と全く同じにするという思想から出ておりますので、ただいまおっしゃった点も、法人と全く同じにするというところで、法人税法施行令の六十九条による役員報酬の扱いと同じにするということになっております。ただ、問題は、一々届け出のあった段階で、非常に額が多いとか少ないとかいう前提の上で批判をして、もっと少なくあるべしということになりますと、なかなか動かかないという危険がありますので、現在のところでは、届け出は届け出のままでそのまま受理をしておきますが、後において、それがどう見ても同種、同様の同業者と比べてみてもおかしいということになりましたら、それはあとで、いわば法人と同じように否認をするという考え方でございまして、その辺の思想は全部法人に合わせる、法人にならなくても法人と同じように扱つてもいいではないかということからス

ターゲットしておりますので、この点も全く法人と合

○増本委員 そういう事項は全部政令にゆだねられる、こういうことになるわけですね。そうしますと、事業が左前にその年度内になつてきて、報酬だけもらつと、あと法人決算では赤が出るという場合、これは繰り越しあるいは繰り戻しをする、法人扱いでやる、さらに報酬額も実質的には払えないというふうな場合にはどうなりますか、そういう場合も繰り越し欠損でそのままやつてしまふということになるのですか。

○高木(文)政府委員 現実に法人の場合には、給与がきまつておる、法人全体としては赤字だという場合にも、法人の場合は給与は支払わなければならぬわけでありまして、法人は全体としては赤字だけれども、代表者は給与をもらつておつて、その代表者についてはやはり源泉徴収が行なわれ

ておるといふことでございすから、商法上は個人であるが、税法上は法人と同じにするということになれば、給与部分とその他の部分は切つてしまひまして、給与部分については、もし課税最低限をこえる部分については、普通の給与所得控除を動かした上で源泉徴収をして納めていただくま

要ではないかというふうに思ふのですけれども、

こういう点ではいかがなんでしょう。つまり一定の、いろいろ私も計算してみたいけれども、たとえば所得金額が——いまちょっと先を急ぎますから、資料を出して具体的にやると時間がかりますから、たとえば三百万の所得で事業主報酬を、六〇〇だと普通の青で申告したほうがまだ得だ、しかし七〇〇になると事業主報酬制度をとつたほうが得だというので採用した。ところが、それが過大報酬だというので削られる分にはまだがまん

できる部分があるとしても、青色申告の承認まで取り消されて、もとへ戻つて全部白だということになると、それを採用した納税者の期待に反する結果というのはいへんなことになるだろうと思ふのです。単に青色申告の承認が取り消されて白になつたという以上に非常に大きな問題が起こるのではないだろうか。実際の青色申告の承認の取り消し事例を見ましても、私もいろいろ税金の裁判をやつてきた関係からいっても、かなり青色申告の承認の取り消しというのは簡単にやられるというふうな事態もあるわけで、救済措置なり手だてというものはどういふように考えておるか、その一点をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 この点については格別なことはいま考えておりません。と申しますのは、事業主報酬というものは、いまの御質問、それに対しての私の答弁でおわかりいただいたと思ひますが、非常に複雑な制度でございまして、そこで、まずよほどきつちりとした青色申告者でなければなかなかできないということになるわけでございす。青色申告できつちりしておる、そのきつちりという程度は、つまり法人並みにやっておるといふことが前提であるわけでございす。そこで、それが何か不正計算があつた、売り上げ歩合いなり経費の水増しがあつたということと、それが青色申告を取り消すというふうな事態にならなければならぬという一——青色法人であればその状態のときには全く白色に戻るわけでございすので、全部一切のことが御破算になつて白に戻る、

これは少し酷かもしれません、冷たいかもしれませんが、言ってみれば、やむを得ないのではないかと。

ただ、先ほどの個人との関連で申しますと、過大報酬という程度のことでは青色申告取り消し理由にはならないということでございます。この点につきましては、国税庁を通じて、事業主報酬制度を採用するについてはその辺のところはよほどきつとしたものでないかと困る。青色申告しておるとはいうものの、実態その他からいって必ずしも青の実態を備えていないということになりますと、計算上いろいろトラブルが起こりますから、そういう法人でないとなかなか事業主報酬制度を採用されても全体の運営がうまくいかないということ指導をやってもらつてもいいかと思ひます。

○増本委員 では、最後にお聞きしますけれども、結局いままでのお話を聞きましたが、みなし法人としたことによつて、一つは所得税の累進税率の適用がなくなつて法人税の比例税率が適用される。そういう点では、所得税の税率構造が、この制度が採用されたために所得税納税者の適用の面で一つは破壊されてきている。その上、本来ならば、先ほどからお話ししましたように、事業所得者の勤労所得部分と資産所得部分、この両方の所得をきちんと計算してそれを合算して、それに累進構造になつておる税率をかければすばつといふはずのものが、結局法人税、配当課税、源泉所得税という、一つの所得の範疇にありながら、結局三つの分離課税をやっているのと同じ結果になる、こういうような点から見ても非常にこの制度というのには問題があるし、いま局長も、それを採用する人についてはよほど嚴重にいろいろ行政指導もしなければならぬとお話もありましたのですが、そういうことをきちんとしないと、これはたいへんな、実質的にどの程度中小業者が運用できる制度かどうかということも疑念を持たざるを得ないと思うのですけれども、その点について最後にひとつお答えいただいて私の質問を終わ

りたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 これは一種の政策として、しかも臨時措置としてやるわけでございまして、しばしば個人の事業所得者と法人の事業経営者との間で、どうもお隣のほうが税が安いよだという議論がいろいろあるわけでございまして、しかもそれは個人のサイドから法人のほう有利だという御議論があるわけでございまして、事業所得者が、事業をやつていらっしゃるうちの法人経営者の方と個人経営者の方、どうもお互いに向かうのほうは税負担が少なくて済んでいるよだという御議論があるようでございまして、で、一応やや実験的な意味において、その問題を、法人形態にすればこういう負担になるということをやつてみる。それが、ただいまお触れになりましたんでしたけれども、それに関連して地方税の問題がいろいろからんでまいりますし、それから家族についての給与の問題もいろいろからんでまいりますから、それを全部ひくるめた総合負担で一体どつちが有利かというあたり。それからもう一つやつかない問題は、法人税のほうは、先般来の御議論でも明らかになつておりますように、中小企業は問題ないかもしませんが、全般としては法人税率の引き上げの方向にある。個人のほうはどつちかといえば減税の方向にあるということになつてきますと、税制改正によつてクロスポイントが毎年動いてくるという問題もあるわけでございます、なかなかこれはやつかいな問題であるといふことは、実は私も前から考へておるわけでございます。

しかし、とにかく個人であっても、そして企業の性格上法人にならなくても法人になれないような場合があるので、そんなに税金が重くて困るならば法人になれ、無理にそう言わなくても、個人のままでも法人と同じ税負担で済むように道を開くということ自体に意義があるのではないかという主張がずっと続けられて、それは長年の歴史におきましては、法人税は法人になるということとを前提にして適用があり、法人にならないもの

は個人だという、ずっと長い歴史があるわけでございまして、そこを商法上法人にならなくても、税負担だけは法人と、完全に同じではございませんで、やや同じような総合税負担になるような道を開くところに意義があるわけでございまして、これが今後どのように発展していきますかは、関係納税者の方々の熱意といひますか、そういうもの、それから税務署の指導によつてうまく成功するかどうか、率直に申し上げて私はいまから成功するかしないか、なかなかむづかしいところである。アメリカでさつき申しましたように、やつてみたけれどもうまくいかなかったというように、こともございまして、今後われわれとしては着実な指導は国税庁を通じてやつてもらひますが、しばらく様子を見るほかにないかと思ひますが、お

○増本委員 この問題については、メリットとデメリットを包み隠さず納税者に全部明らかにして、ほんとうに間違つて選択するということのないような指導をやはりする必要があるというふう

に思ひます。そういう点で、せんだつての野田議員のような肯定的にじゃなくて、ほんとうにはつきりさせていたきたい。

時間ありませんでしたので、地方税との関係についてもいろいろ疑問がありますけれども、この点は省きました。私の質問を終わります。

○大村委員長代理 次回は、明三十日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十六分散会